

令和6年度

千葉県包括外部監査結果報告書

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る
内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

令和7年2月

千葉県包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

目次	ページ
第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 監査対象	1
(2) 監査対象期間	1
3 事件を選定した理由	1
4 監査の内容	1
(1) 監査の実施目的	1
(2) 監査基準	2
(3) 監査における問題意識	2
(4) 監査の視点	5
(5) 主な監査手続の概要	12
(6) 指摘事項及び意見	12
(7) 監査対象	12
5 監査の実施期間	33
6 監査従事者	33
7 利害関係	34
第2 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行の概要	35
1 基本概念	35
2 強制徴収公債権	41
3 非強制徴収公債権及び私債権	42
4 徴収困難な債権に関するその他の義務的手続	43
5 債権放棄	44
第3 包括外部監査の結果	46
I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）	46
1 健康福祉部	49
(1) 山武健康福祉センター、長生健康福祉センター	49
(2) 健康福祉指導課	49
(3) 児童家庭課	49
(4) 障害者福祉推進課	50
(5) 障害福祉事業課、児童家庭課	50
(6) 中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所	50
(7) 医療整備課	50
2 商工労働部	51

(1) 経済政策課	51
3 農林水産部	51
(1) 団体指導課	51
(2) 環境農業推進課	52
4 県土整備部	52
(1) 道路整備課	52
(2) 道路環境課	52
(3) 河川環境課	52
(4) 港湾課	52
(5) 公園緑地課	53
(6) 住宅課	53
5 企業局	53
(1) 管理部業務振興課	53
(2) 水道部浄水課	53
(3) 水道部給水課	53
(4) 土地管理部土地事業調整課	54
6 公安委員会	54
(1) 交通部交通指導課	54
II 監査の総括的意見	54
1 監査において確認されたリスクについて	54
(1) 膨大な債権回収事務や、許可等の相手方の事業の健全性評価	54
(2) 財務書類の作成	55
2 リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について	56
(1) 規程やガイドライン等の周知と理解の徹底、及びそれに準拠した事務処理	56
(2) 財務書類の作成	56
3 問題の根本原因と改善方向について	57
III 各論としての監査結果	58
1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	58
(1) 概要	58
(2) 手続	63
(3) 結果	64
① 証憑の保管について（イ・エ・オ、指摘）	64
② 担当者間の連携について（ウ、意見）	69
2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	69
(1) 概要	69

(2) 手続	73
(3) 結果	73
① 分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見）	73
② 違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）	74
③ 違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）	76
3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金 ..	77
(1) 概要	77
(2) 手続	79
(3) 結果	79
① 滞納処分の執行停止について（意見）	79
② 滞納処分（強制執行）について（意見）	80
③ 分割納付の受入体制について（意見）	80
④ 負担金の算定方法及び算定基準について（意見）	81
4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金	85
(1) 概要	85
(2) 手続	86
(3) 結果	87
① 調定減額について（指摘）	87
② 債務承認について（意見）	88
③ 児童扶養手当返還金の調定期限について（意見）	89
5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請 求事件に係る求償金	90
(1) 概要	90
(2) 手続	92
(3) 結果	92
① 訴訟費用の未請求について（意見）	92
② 債権回収に向けた手続の進捗について（意見）	93
6 健康福祉部・障害者福祉推進課：自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負 担分	94
(1) 概要	94
(2) 手続	96
(3) 結果	96
① 遅延損害金について（ア、意見）	96
7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金	98
(1) 概要	98
(2) 手続	102

(3) 結果	102
① 児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見）	102
② 滞納整理の手続について（ア～オ、意見）	103
③ 児童措置費負担金の支払手段について（意見）	104
8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納	105
(1) 概要	105
(2) 手続	107
(3) 結果	107
① 延滞利子の調定について（意見）	107
② 辞退による貸付決定の取消時の手続について（指摘）	109
③ 未納者の連帯保証人に対する措置について（意見）	109
9 商工労働部・経済政策課：千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	110
(1) 概要	110
(2) 手続	115
(3) 結果	115
① 遅延損害金等について（#1～11・#32～39、意見）	115
② 協力金支給時の手続の対応について（#4（G）・#5～7（A）・#8～10（H I J）、意見）	117
10 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（違約金）	118
(1) 概要	118
(2) 手続	120
(3) 結果	120
① 債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について（ア、意見）	120
② 連帯保証人に対する催告について（ウ、指摘）	122
11 農林水産部・団体指導課：林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	124
(1) 概要	124
(2) 手続	126
(3) 結果	126
① 遅延損害金について（ア、意見）	126
② 林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルについて（ア、意見）	127
③ 債権放棄について	128
12 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）	130
(1) 概要	130
(2) 手続	133
(3) 結果	133

①	財産調査の同意書の取得について（ア、意見）	133
②	農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新について（意見）	135
13	農林水産部・団体指導課：就農支援資金（貸付金の償還金）	136
(1)	概要	136
(2)	手続	139
(3)	結果	139
①	遅延損害金について（ア・イ、意見）	139
②	債権放棄について	141
14	農林水産部・環境農業推進課：平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	144
(1)	概要	144
(2)	手続	145
(3)	結果	146
①	延滞金の通知について（ア、意見）	146
②	債権管理コストの見直しについて（ア、意見）	148
15	県土整備部・道路整備課：訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）	151
(1)	概要	151
(2)	手続	152
(3)	結果	152
①	訴訟費用について（意見）	152
16	県土整備部・道路環境課（成田土木事務所）：県道への土砂流入に伴う原因者負担金	152
(1)	概要	152
(2)	手続	153
(3)	結果	153
①	分納誓約について（ア、意見）	153
②	滞納処分について（ア、意見）	154
17	県土整備部・河川環境課：河川法に基づく原因者負担金	154
(1)	概要	154
(2)	手続	155
(3)	結果	155
①	早期の滞納処分について（ア・イ、意見）	155
18	県土整備部・港湾課（葛南港湾事務所）：船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	156
(1)	概要	156

(2) 手続	157
(3) 結果	157
① 遅延損害金の請求について (ア・イ・ウ・エ、意見)	157
② 法的措置について (ア・イ・ウ・エ、指摘)	158
③ 債務者の特定について (エ、指摘)	158
19 県土整備部・公園緑地課：損害賠償請求権 (青葉の森公園プランター盗難)	
.....	159
(1) 概要	159
(2) 手続	160
(3) 結果	160
① 債務名義の取得について (ア・イ・ウ、指摘)	160
20 県土整備部・住宅課：県営住宅家賃 (使用料)	161
(1) 概要	161
(2) 手続	164
(3) 結果	164
① 納付誓約書の処理について (ア・エ・オ・カ・キ・ク・コ、指摘) ...	164
② 法的措置について (ウ・エ・キ・ク・ケ、指摘)	164
③ 入居許可を取消した後の納付誓約について (オ、指摘)	165
④ 納付誓約の債務名義化について (エ・オ・カ・キ・ク・コ、意見) ...	166
⑤ 保証人に送付する納付書について (共通、意見)	166
21 企業局・管理部・業務振興課：千葉県水道事業給水収益 (水道料金) ...	167
(1) 概要	167
(2) 手続	168
(3) 結果	168
① 分納誓約書について (ア・イ・ウ・エ・セ・ソ、指摘)	169
22 企業局・水道部・浄水課：調停条項による損害賠償金	169
(1) 概要	169
(2) 手続	169
(3) 結果	170
① 債権回収のための手続について (意見)	170
23 企業局・水道部・給水課：受託工事収益 (原因者負担による修繕収益等) 170	
(1) 概要	170
(2) 手続	171
(3) 結果	171
① 記録・文書の整備について (ア・イ、指摘)	171
② 回収事務の管理について (ア・イ、指摘)	172

③ 遅延損害金請求・財産調査について（ア・イ、指摘）	172
④ 法的措置の検討について（ア・イ、指摘）	173
24 企業局・水道部・給水課：給水申込納付金	173
(1) 概要	173
(2) 手続	173
(3) 結果	174
① 中止届の提出勧告について（ア、意見）	174
25 企業局・水道部・給水課：雑収益（不正工事に係る認定水道料金等） ...	174
(1) 概要	174
(2) 手続	175
(3) 結果	175
① 回収事務の管理について（ア・イ、指摘）	175
② 請求金額の算定誤りについて（イ、指摘）	176
26 企業局・土地管理部・土地事業調整課：幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金	176
(1) 概要	176
(2) 手続	177
(3) 結果	178
① 利用料金の取扱いについて（ア、意見）	178
27 公安委員会・交通部・交通指導課：放置違反金	180
(1) 概要	180
(2) 手続	182
(3) 結果	184
① 滞納者の管理下でない車両の盗難届について（ア、意見）	184

凡例

正式名称	本報告書上の表記
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	自治法
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）	自治令
国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）	国家賠償法
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）	地方税法
刑法（明治 40 年法律第 45 号）	刑法
民法（明治 29 年法律第 89 号）	民法
民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）	執行法
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護法
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）	母子父子寡婦福祉法
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉法
児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）	児童扶養手当法
農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）	農業改良資金融通法
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路法
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川法
千葉県行政文書管理規則（平成 13 年千葉県規則第 30 号）	文書管理規則
千葉県行政文書規程（昭和 61 年千葉県訓令第 13 号）	文書規程
千葉県事務委任規則（昭和 31 年千葉県規則第 33 号）	事務委任規則
千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）	財規
千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号）	補助金規則
千葉県債権管理条例（令和 5 年千葉県条例第 1 号）	債権管理条例
千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和 37 年条例第 33 号）	保健師等修学資金条例
債権管理適正化の手引（令和 6 年 8 月改定版）	債権管理適正化の手引

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

自治法第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年千葉県条例第1号）第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

（2）監査対象期間

原則として令和5年度（必要に応じて、他年度についても監査対象とする。）。ただし、令和5年度決算書は令和6年11月に公表されたため、令和4年度の決算情報を基にサンプルを抽出している。

3 事件を選定した理由

令和5年3月17日に公布・施行された「千葉県債権管理条例」による事務手続に与える影響は、令和5年度からであると考えられることから、「公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について」は令和6年度に実施すべきであると判断をしていたところであるが、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の「当初予算要求通知のポイント」を拝見したところ、毎年、「厳しい財政状況の中でも、真に必要な県民サービスを提供していくためには、全庁を挙げて財源確保に取り組みつつ、限られた予算を有効に活用する必要がある」として、「第3 要求基準について」において、「1 歳入」に対する方針を、次のように継続して提起している。

「(1) 滞納整理の促進や未収金の解消、未利用県有地等の処分、受益者負担の適正化などにより、歳入確保に努めてください。

(2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を的確に把握し、最大限活用してください。」

このうち、県として裁量の範囲が大きいのは、(1)であることから、歳入確保にかかる事務手続を監査対象とすべきであると判断した。

4 監査の内容

（1）監査の実施目的

平成11年4月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機

能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにありと認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合规性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査における問題意識

「(1) 監査の実施目的」にも記載した通り、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の「当初予算要求通知のポイント」において、毎年、「厳しい財政状況の中でも、真に必要な県民サービスを提供していくためには、全庁を挙げて財源確保に取り組みつつ、限られた予算を有効に活用する必要がある」として、「第3要求基準について」において、「1 歳入」に対する方針を継続して提起しているところだが、県として裁量の範囲が大きいのは「(1) 滞納整理の促進や未収金の解消、未利用県有地等の処分、受益者負担の適正化などにより、歳入確保に努めてください。」であることから、歳入確保にかかる事務手続を監査対象とした。

このうち、さらに、収入未済の回収事務手続に範囲を絞った。

収入未済は県の債権であり、集金することは当然の権利であるが、債務者等、相手方の事情を考慮する必要がある、回収事務手続には様々な困難があることは十分に想定できることである。しかし、県の回収事務手続にかかる費用を考慮することなく、回収事務手続を完済するまで継続することは、必ずしも、「財源確保」にはならないことも考えられることから、回収事務手続にかかる費用と回収可能債権額との関係をどのように整理しているかについても検証を行うこととした。

この点については、県としても次のような文書を公表しているところである。

- ①「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」(平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議)

②「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（通知）」（平成 28 年 10 月 14 日総務部長）

③「「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について（通知）」（令和 5 年 6 月 28 日総務部長）

なお、③に先立って、令和 5 年 3 月 17 日に「千葉県債権管理条例」が公布・施行されている。これは県としての現在の検討結果を示したものであると理解している。

すなわち、この条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、同条例第 9 条第 1 項各号のいずれかの条件に合致する場合には、「知事等」が「債権を放棄することができる。」こととし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

千葉県債権管理条例

令和 5 年 3 月 17 日

千葉県条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 240 条第 4 項第 1 号及び第 3 号から第 8 号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- 二 非強制徴収債権 県の債権のうち、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する分担金等に係る債権以外のものをいう。

（法令等との関係）

第 3 条 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（知事等の責務）

第 4 条 知事及び地方公営企業の管理者（以下「知事等」という。）は、法令及び条例の定めるところにより、県の債権を適正に管理し、これに係る収入を厳正に確保し

なければならない。

(体制の整備)

第5条 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、その管理の適正化を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(管理の原則)

第6条 県の債権の管理に関する事務は、当該県の債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(督促等)

第7条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、その督促、滞納処分、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

(滞納処分の執行の停止等)

第8条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、必要に応じて、その滞納処分の執行の停止、徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該県の債権に係る債務の免除をするものとする。

(放棄)

第9条 知事等は、非強制徴収債権について次の各号（時効による消滅について時効の援用を要しないものにあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成したとき（債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）。
- 二 債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権（地方自治法第240条第4項第1号及び第3号から第8号までに掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 三 法人である債務者について、破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項又は第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。
- 四 破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

五 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定による措置をとった日から3年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。

2 知事等が前項の規定による放棄をしたときは、知事は、速やかにこれを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（4）監査の視点

県の債権回収事務手続、すなわち、収入未済額の回収事務手続は、対象とする債権の種類によって、実施できる手続が異なっている。

県の債権は、次のように分類される。

債権は、その発生原因により、公法上の債権、私法上の債権の大きく2種類に分けることができる。地方公共団体が法人として有する権能には、行政権の主体として一般人の有しない特別の権能と、一般私人の持つ権能と同等の権能とがあり、前者の権能に基づき発生する債権が「公法上の債権」（以下「公債権」という。）であり、後者の権能に基づき発生する債権が「私法上の債権」（以下「私債権」という。）であると整理することができる。

「公法上の債権」は、さらに、強制徴収ができる債権（滞納処分規定のあるもの。以下「強制徴収公債権」という。）と、強制徴収ができない債権（滞納処分規定のないもの。以下「非強制徴収公債権」という。）に区分される。

本手引での記載をはじめ、本県の債権管理においては、この3種類の分類を基礎に各種の調査や通知等を行ってきており、各所属において管理している債権が、強制徴収公債権、非強制徴収公債権又は私債権のいずれに該当するかによって、事務手続は大きく異なるため、担当課は、その所管する債権の種類を確実に把握しておく必要がある。

表2 債権の分類

債 権	○ 地方自治法上の債権 (地方自治体が保有する 金銭債権) 自治法第240条第1項	公 債 権	強制徴収公債権
			非強制徴収公債権
	○ その他の債権 (金銭債権以外の債権)	私債権	

出典：債権管理適正化の手引

以下、債権管理適正化の手引により、債権の内容及び債権の種類ごとの事務処理の流れを確認しておく。

表3 債権の分類別特徴

	発生原因	強制徴収	時効
強制徴収公債権	公法上の原因 (行政処分等)	強制徴収可 (主に地方税法の例に よるものとされている)	権利を行使することが できる時から5年 (時効の援用を要しない)
非強制徴収公債権		強制徴収不可 (裁判上の手続を要する)	
私債権	私法上の原因 (契約や不法行為など、 主に民法に基づく)		「権利行使をできることを 知った時から5年」又は 「権利を行使することが できる時から10年」 (時効の援用を要する)

表4 債権の分類例

分類	債権の例	判断の根拠など
強制徴収 公債権	分担金	自治法第224条、第231条の3
	加入金	自治法第226条、第231条の3
	過料	自治法第14条第3項、第231条の3
	道路占有料	道路法第73条第3項 (※3)
	河川占用料	河川法第74条第3項 (※3)
	児童福祉費負担金	児童福祉法第56条第5項 (※3)
	生活保護費弁償金 (※1)	生活保護法第78条第4項 (※3)
	生活保護費返還金 (※2)	生活保護法第77条の2 (※3)
非強制徴収 公債権	給与過誤払金返還金	(※4)
	県立学校授業料	使手条例第3条
	行政財産使用料	自治法第225条
私債権	貸付金償還金	金銭消費貸借契約
	生産物売払い代金	売買契約
	普通財産貸付収入	賃貸借契約
	公営住宅家賃	賃貸借契約 (最判S59.12.23) (※5)
	公立病院の診療費	最判H17.11.21 (※6)
	水道料金	最判H15.10.10 (※6)

- ※1 生活保護費弁償金については、平成26年度に生活保護法が改正されたことにより強制徴収の条項が追加された。この法改正よりも前に発生した弁償金債権については、非強制徴収公債権であるため、注意を要する。
- ※2 生活保護費返還金については、平成30年度に生活保護法が改正され、その全部又は一部について強制徴収できる旨の条項が追加された。
- ※3 強制徴収ができる根拠条文を示している。
- ※4 恩給給与金の過誤払金の返還請求権を公債権とした内閣法制局の意見(S33.2.4 法制意見)による。
- ※5 本判決は明渡しについて判示されたものであり、債権の取扱いは各自治体で判断が分かれている。本県では私債権として取り扱っている。
- ※6 これらの最高裁判決が示される前は、公債権として取り扱われていた。

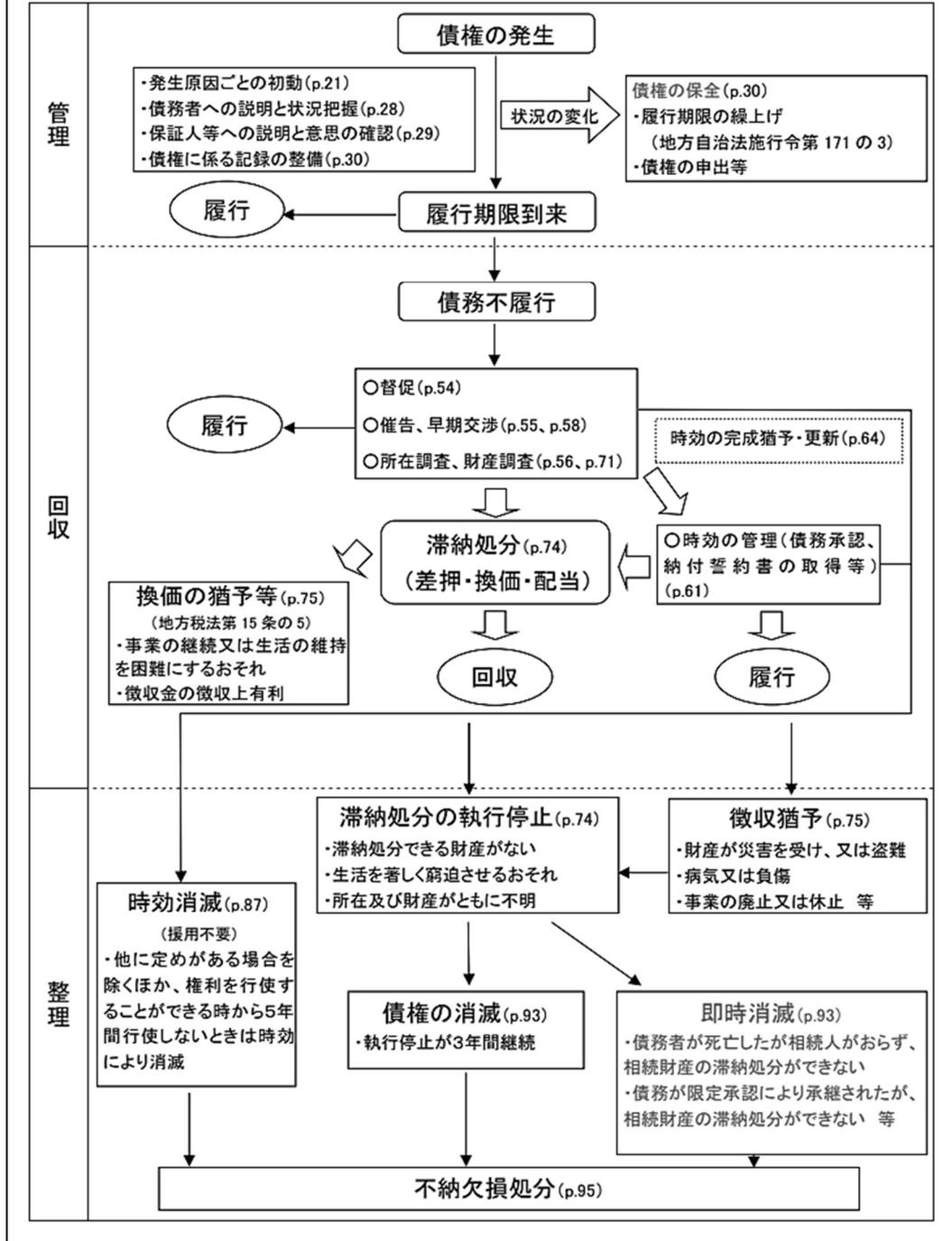
※「使手条例」とは、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)のことをいう。

表5 債権管理事務の法的根拠

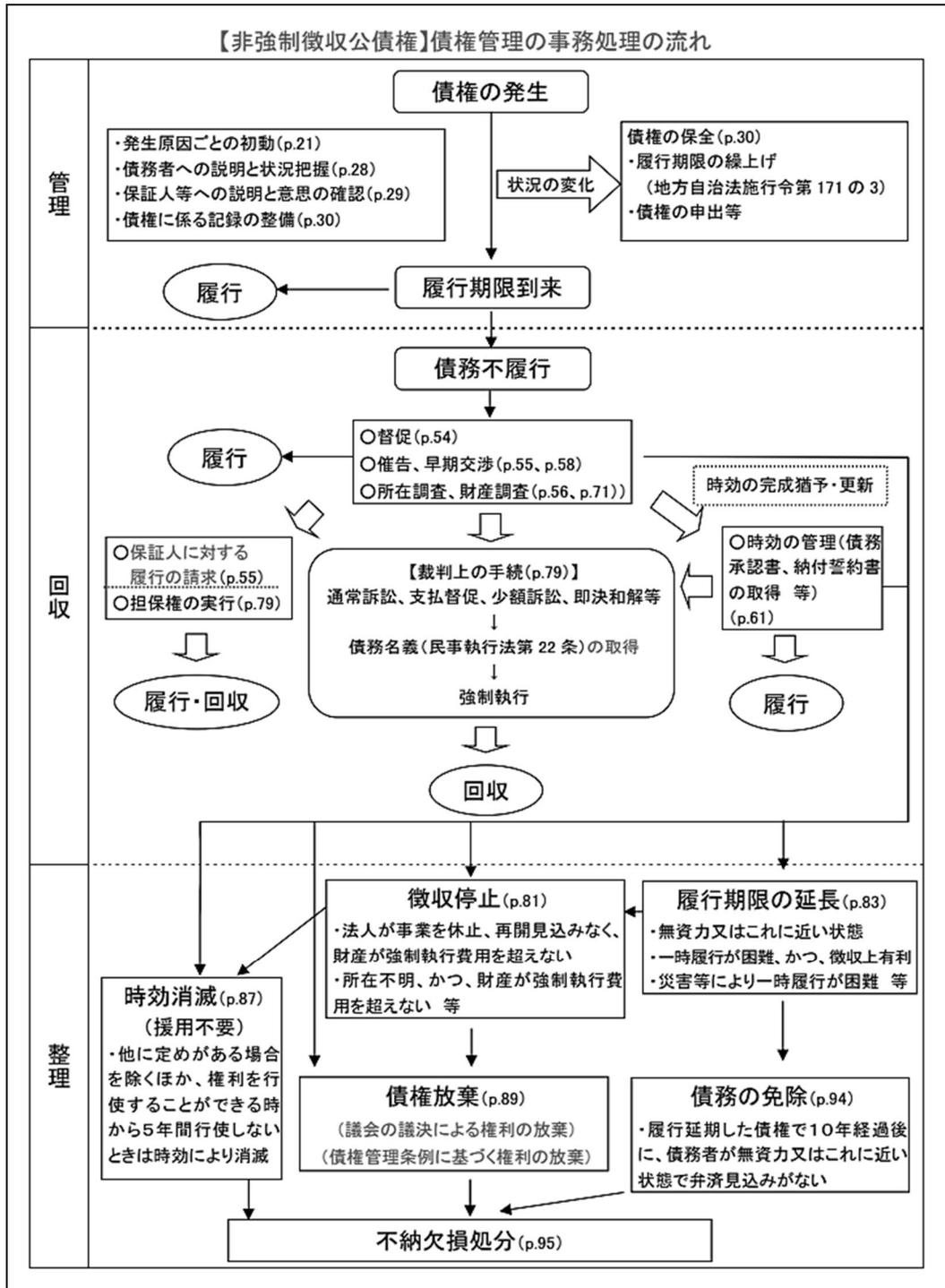
	参照	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知 (参照ページは時効更新に係る説明)	P 65	自治法第231条		
督促	P 54	自治法第231条の3第1項	自治法第240条第2項 自治令第171条	
手数料・延滞金	—	自治法第231条の3第2項	民法第415条、第419条 (債務不履行)	
送達・公示送達	P 54	自治法第231条の3第4項 地方税法第20条、第20条の2	民法第97条、第98条	
滞納処分 の執行停止 徴収停止	P 74 P 81	地方税法 第15条の7	自治法第240条第3項 自治令第171条の5	
徴収の猶予 履行期限の延長	— P 83	地方税法第15条	自治法第240条第3項 自治令第171条の6	
納入義務の消滅 債務の免除	P 89 ～ P 95	地方税法 第15条の7第5項	自治法第240条第3項 自治令第171条の7 自治法第96条第10号(議決による債権放棄) 千葉県債権管理条例第9条	
滞納処分 強制執行等	P 74 P 78	自治法第231条の3 第3項	自治法第240条第2項 自治令第171条の2	
徴収猶予の取消し 期限の利益の喪失	— P 84	地方税法 第15条の3	自治法第240条第2項 自治令第171条の3	
債権の申出等	P 76 P 85	国徴法第82条	自治法第240条第2項 自治令第171条の4	
時効期間	P 63	自治法第236条第1項	民法第166条ほか	
時効の援用	P 67	自治法第236条第2項	民法第145条	
時効完成猶予事由・ 更新事由	P 64	自治法第236条第4項 民法第147条～152条		

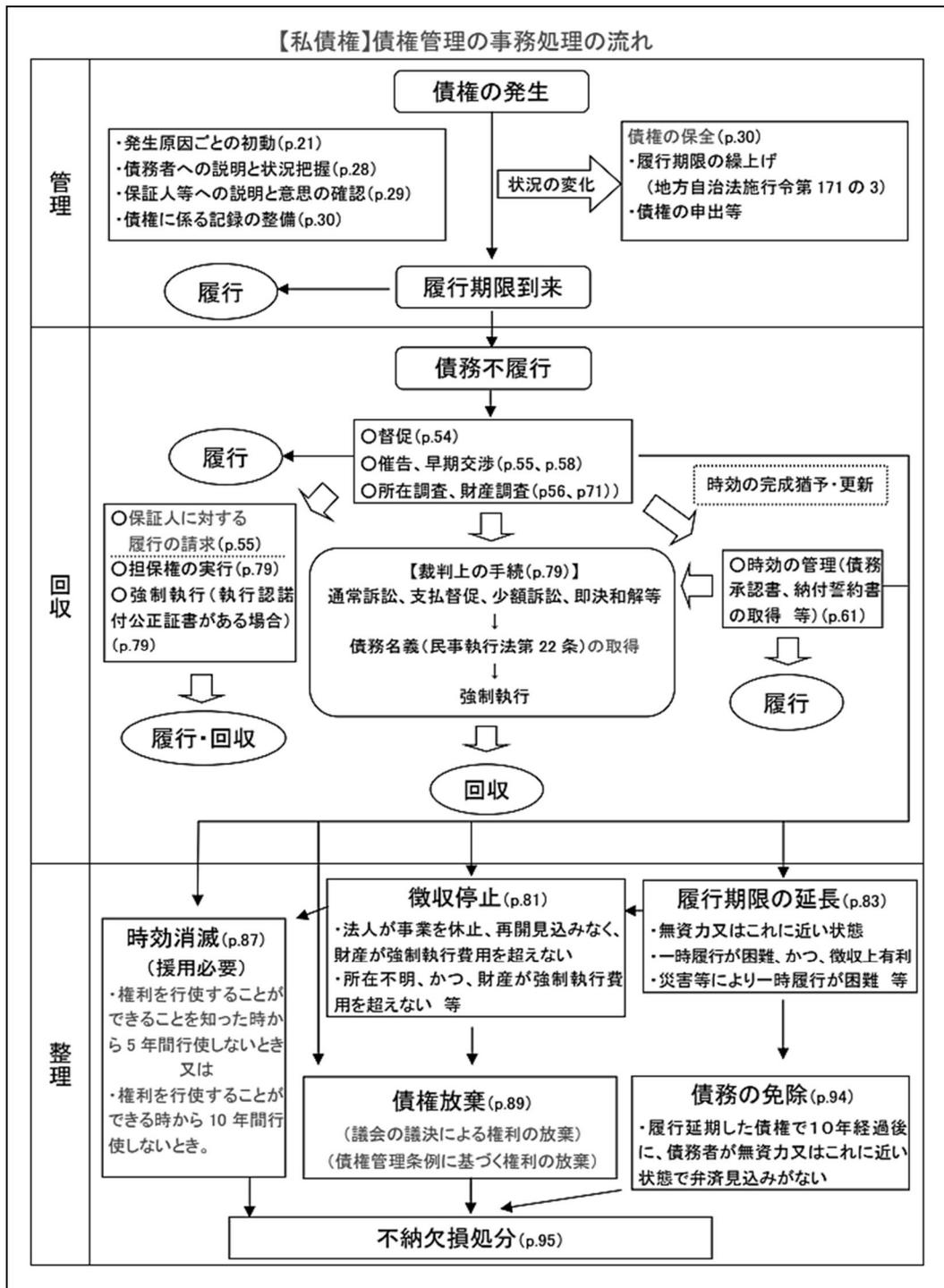
※「国徴法」とは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）のことをいう。

【強制徴収公債権】債権管理の事務処理の流れ



【非強制徴収公債権】債権管理の事務処理の流れ





上記の手引に従って、回収事務手続が適切に実施されているか、特に、次の事務処理手続に移行する際の判断や、書面の作成について検証を行うことで、事務処理手続が手引や諸規定に従って遂行されているかを確認することができる。

また、債権放棄の判断の時期や判断の妥当性については、県の方針に沿うものとなっているかに留意したい。

(5) 主な監査手続の概要

- ① 各監査対象部局から対象収入未済の計上、回収過程、最終処分までに係る証拠の確認、担当者に対する確認等の手続実施
- ② その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

(6) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見は、「第3 包括外部監査の結果 III 各論としての監査結果」の関連する事実の後に、「指摘」又は「意見」として記載している。

指摘事項とは、主に法規性に関する事項（法令、条例、規則、規程又は要綱等に抵触する事項）、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

県は指摘事項及び意見について、監査結果を参考に、措置を講じその状況を公表している。

(7) 監査対象

令和5年度の県の組織は以下のとおりである。

知事部局

知事部局(本庁：8部、92課 出先機関：131機関)

総務部(12課 出先機関26機関)

総務部デジタル改革推進局(3課)

総合企画部(10課 出先機関2機関)

防災危機管理部(4課 出先機関1機関)

健康福祉部(13課 出先機関33機関)

環境生活部(10課 出先機関2機関)

環境生活部スポーツ・文化局(3課 出先機関4機関)

商工労働部(8課 出先機関8機関)

農林水産部(10課 出先機関20機関)

農林水産部水産局(3課 出先機関7機関)

県土整備部(12課 出先機関22機関)

県土整備部都市整備局(6課 出先機関6機関)

出納局

公営企業

企業局（本庁：4部、12課 出先機関 17機関）

管理部（4課 出先機関 5機関）

水道部（3課 出先機関 9機関）

工業用水部（2課 出先機関 3機関）

土地管理部（3課）

病院局（1課 出先機関 6機関）

県議会

行政委員会

教育委員会

公安委員会

選挙管理委員会

監査委員

人事委員会

労働委員会

海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

収用委員会

出典：令和5年4月1日付け県の組織体制概要に基づき監査人作成

上記組織のうち、収入未済額の管轄所属は債権ごとに分かれているが、網羅的に監査対象とするのではなく、収入未済額残高の大きなものから選定することとした。

抽出は、「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

部局	所属	債権名称	R3未済額	R4未済額	(過年末済額)	(現年末済額)	債務者数	R4未済額/債権者数	増減(R3-R4)	不納欠損額	(時効等)	(債権放棄)	債権区分
企業	業務振興課	千葉県水道事業給水収益(水道料金)	755,826,652	694,490,761	216,775,490	477,717,271	不明	23,555,365	-62,335,891	-37,790	-37,790		私債権
環境	廃棄物指導課	行政代執行費用等の原因者等への費用請求	762,760,228	659,550,231	659,550,231	0	28	366,128,600	-103,209,997				強制徴収公債権
総務	政策法務課	公益目的取得財産種類に相当する額の金銭の贈与	366,128,600	366,128,600	366,128,600	0	0	366,128,600	0	0	0		私債権
環境	政策法務課	原因者費用負担(専務管理 私債権)	340,745,131	340,725,131	340,725,131	0	4	85,181,283	-20,000				私債権
県土	住宅課	県営住宅家賃(使用料)	320,525,282	309,730,503	251,255,753	58,474,750	1,500	206,487	-10,794,759	-684,400			私債権
県土	児童家庭課	母子福祉資金貸付金(元金)	248,423,043	241,816,783	230,454,362	11,362,421	0	0	-6,606,260				私債権
県陸	経営管理課	医薬収益に係る未収金	222,084,340	203,001,844	95,763,928	112,237,916	2,048	101,563	-14,082,496	-433,858			私債権
教育	財務課	奨学金貸付金返納	189,548,284	205,622,885	162,123,463	43,512,622	1,215	169,237	16,074,601				私債権
健康	児童家庭課	児童指置探査業務者負担金	133,959,053	157,253,778	110,313,573	46,940,205	578	272,065	23,294,725	-20,866,750			強制徴収公債権
健康	河川環境課	河川法に基づく原因者負担金	74,726,572	74,726,572	0	0	0	0	0	0	0		強制徴収公債権
環境	ヤード・緑土対策課	行政代執行費用の原因者等への費用請求	0	72,189,880	72,189,880	0	1	72,189,880	72,189,880				強制徴収公債権
企業	給水課	受益工事収益(原因者負担による修繕収益等)	56,458,940	68,803,760	6,209,480	62,594,280	36	1,911,216	12,344,820				私債権
企業	給水課	給水中込納付金	104,938,300	63,658,700	13,476,700	50,182,000	28	2,273,525	-41,279,600				私債権
警察	交通部交通指導課	放置違反金	60,452,000	50,041,000	29,425,000	20,615,000	0	0	-10,411,000	-7,920,000			強制徴収公債権
企業	警備新心地下駐車場の管理運営に係る納付金	45,790,366	45,790,366	45,790,366	0	0	0	45,790,366	0				私債権
健康	健康福祉指導課	生活保護費弁償金(非強制徴収公債権分)	48,088,672	42,823,791	37,280,073	5,543,718	125	342,590	-5,264,881	-7,560,484			非強制徴収公債権
健康	健康福祉指導課	農業改良資金(運約金)	41,391,032	42,656,827	38,706,309	3,950,493	13	3,281,292	1,265,770				私債権
健康	健康福祉指導課	林業・木材産業改善資金(貸付金)	41,146,287	41,086,287	41,086,287	0	2	20,543,144	-60,000				私債権
病院	経営管理課	医療外未収金	89,039	36,948,929	1,395,989	35,552,940	54	684,239	36,859,890				私債権
企業	浄水課	調停事項による損害賠償金	36,790,000	36,750,000	36,750,000	0	0	0	0	0	0		私債権
健康	児童家庭課	母子父子姉妹福祉資金(運約金)	35,557,000	33,692,000	33,692,000	0	6	5,615,333	-1,865,000				私債権
健康	児童家庭課	母子父子姉妹福祉資金(貸付金)	30,038,423	31,833,540	32,861,340	7,972,200	0	0	1,795,117				私債権
健康	医療整備課	保健師等修学資金貸付金返納	33,773,982	27,596,282	26,855,282	741,000	140	197,116	-6,177,700	-5,244,000			私債権
県土	用地課	建物収去土地明渡し等請求事件判決による損害賠償金	26,451,134	26,451,134	26,451,134	0	1	26,451,134	0	0	0		私債権
健康	障害福祉事業課	障害者福祉事業課	23,441,380	24,141,100	19,248,780	4,892,320	139	173,677	699,720	-3,576,880			強制徴収公債権
健康	健康福祉指導課	生活保護費弁償金(強制徴収公債権分)	22,596,571	24,074,563	21,283,568	2,790,995	76	316,771	1,477,992				強制徴収公債権
健康	河川環境課	行政代執行費用(海の家・急傾斜地)	19,400,742	19,378,742	19,378,742	0	2	9,689,371	-22,000				強制徴収公債権
教育	財務課	奨学資金貸付金返納利息	15,241,600	19,061,100	14,144,800	4,916,200	414	46,041	3,819,500				私債権
健康	安全農業推進課 (現・環境農業推進課)	平成15年度トレトレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	16,265,000	16,265,000	16,265,000	0	1	16,265,000	0	0	0		私債権
県土	道路整備課	仮設により支払いが命じられた損害賠償(燃料相当損害金)	0	15,929,846	0	15,929,846	1	15,929,846	15,929,846				私債権
健康	障害支援課	設備近代化資金貸付事業等償還金	18,164,860	15,794,860	15,794,860	0	4	3,948,715	-2,370,000				私債権
健康	児童家庭課	児童福祉施設実務業務者負担金	14,282,890	15,421,560	11,324,690	4,096,870	74	208,399	1,138,670	-2,691,800			強制徴収公債権
健康	障害福祉推進課	自立支援医療(精神通院医療)に係る公費負担分の返還	13,108,290	13,108,290	13,108,290	0	1	13,108,290	0	0	0		私債権
企業	給水課	雑収益(不用券売却益)	13,744,970	12,794,970	12,794,970	0	2	6,397,485	-950,000				私債権
健康	児童家庭課	児童福祉手当返還金	10,014,148	11,684,778	8,799,128	2,885,650	66	177,042	1,670,630	-1,147,020			非強制徴収公債権
健康	児童家庭課	労働福祉資金貸付金(元金)	9,851,919	9,624,110	13,500	0	0	0	-227,809				私債権
企業	浄水課	電力供給契約解除による損害賠償金	0	9,597,295	0	9,597,295	1	9,597,295	9,597,295				私債権
県土	住宅課	県営住宅駐車場使用料	8,991,800	8,594,200	7,749,200	845,000	307	27,994	-397,600				私債権
健康	児童家庭課	東京高等裁判所平成20年(ホ)第444号損害賠償請求事件に係る求償金	6,556,612	6,556,612	6,556,612	0	1	6,556,612	0	0	0		私債権
健康	児童家庭課	千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励費貸付事業返還金	6,737,270	6,480,965	6,480,965	0	21	308,617	-256,305				私債権
教育	児童生徒安全課	就農支援資金(貸付金)	5,465,000	5,465,000	5,465,000	0	0	0	0	0	0		私債権
健康	健康福祉指導課	その他未収金	424,918	5,448,213	5,205,289	242,924	13	419,093	5,023,295				私債権
健康	給水課	雑収益(損失水量・量水器等損失弁償金)	944,776	5,202,512	537,862	4,664,650	20	280,126	4,284,524				私債権
健康	健康福祉指導課	生活保護費連年度戻入未納金	4,474,260	4,979,390	4,034,227	945,163	87	57,234	505,130	-191,257			非強制徴収公債権
健康	児童家庭課	千葉県警察防止対策協力金返還金	0	4,898,500	0	4,898,500	7	699,786	4,898,500				私債権
健康	児童家庭課	県道への土砂流入に伴う原状回復負担金	3,591,000	3,662,473	3,591,000	91,473	2	1,841,237	91,473				私債権
健康	財務課	全日制高等学校授業料	2,950,095	3,643,050	1,032,500	2,610,550	59	61,747	692,965	-198,000			非強制徴収公債権
健康	公園緑地課	損害賠償請求(青葉の森公園プラントー遊程)	0	3,586,000	0	3,586,000	3	1,195,333	3,586,000				私債権
健康	港灣課	船橋港一トハークの維持管理に係る不当利得返還請求	2,865,550	2,865,550	2,865,550	0	4	716,388	0	0	0		私債権
健康	河川環境課	債権保護を受けた債権の行使(海の家撤去に係る強制執行)	2,517,650	2,285,650	2,285,650	0	2	1,142,825	-232,000				私債権

監査人作成：令和4年度決算書「一般会計税外収入未済額」「特別会計税外収入未済額」「企業会計収入未済額」の令和4年度収入未済額上位50件

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、「債権名称」ごとにサンプルを抽出する作業が必要となったが、少なくともこの50件に入った所属は漏れなく対象とするように絞り込みを行った。

この結果、以下の債権名称の収入未済額をサンプル母集団とした。

部門	所属	債権名称	令和4年度収入未済額	債権区分
総務	政策法務課	公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与	366,128,600	私債権
健福	健康福祉指導課	生活保護費弁償金(強制徴収公債権分)	24,074,563	強制徴収公債権
健福	児童家庭課	母子福祉資金貸付金(元金)	241,816,783	私債権
健福	児童家庭課	児童措置費扶養義務者負担金	157,253,778	強制徴収公債権
健福	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金(違約金)	31,833,540	私債権
健福	児童家庭課	児童福祉施設費扶養義務者負担金	15,421,560	強制徴収公債権
健福	児童家庭課	児童扶養手当返還金	11,684,778	非強制徴収公債権
健福	児童家庭課	寡婦福祉資金貸付金(元金)	9,624,110	私債権
健福	児童家庭課	東京高等裁判所平成20年(ネ)第444号損害賠償請求事件に係る求償金	6,556,612	私債権
健福	障害者福祉推進課	自立支援医療(精神通院医療)に係る公費負担分の返還	13,108,290	私債権
健福	障害福祉事業課	児童措置費負担金	24,141,100	強制徴収公債権
健福	医療整備課	保健師等修学資金貸付金返納	27,596,282	私債権
環境	ヤード・残土対策課	行政代執行費用の原因者等への費用求償	72,189,880	強制徴収公債権
商工	経済政策課	千葉県感染症拡大防止対策協力金返還金	4,898,500	私債権
商工	経営支援課	設備近代化資金貸付事業等償還金	15,794,860	私債権
農林	団体指導課	農業改良資金(違約金)	42,656,802	私債権
農林	団体指導課	林業・木材産業改善資金(貸付金の償還金)	41,086,287	私債権
農林	団体指導課	農業改良資金(貸付金の償還金)	33,692,000	私債権
農林	団体指導課	就農支援資金(貸付金の償還金)	5,465,000	私債権
農林	環境農業推進課	平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	16,265,000	私債権
県土	用地課	建物収去土地明渡し等請求事件判決の確定による損害賠償金	26,451,134	私債権
県土	道路整備課	訴訟により支払いが命じられた損害賠償(質料相当損害金)	15,929,846	私債権
県土	道路環境課	県道への土砂流入に伴う原因者負担金	3,682,473	私債権
県土	河川環境課	河川法に基づく原因者負担金	74,726,572	強制徴収公債権
県土	河川環境課	行政代執行費用(海の家・急傾斜地)	19,378,742	強制徴収公債権
県土	河川環境課	債権譲渡を受けた債権の行使(海の家撤去に係る強制執行)	2,285,650	私債権
県土	港湾課	船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	2,865,550	私債権
県土	公園緑地課	損害賠償請求権(青葉の森公園プランター盗難)	3,586,000	私債権
県土	住宅課	県営住宅家賃(使用料)	309,730,503	私債権
県土	住宅課	県営住宅駐車場使用料	8,594,200	私債権
企業	業務振興課	千葉県水道事業給水収益(水道料金)	694,490,761	私債権
企業	浄水課	調停条項による損害賠償金	36,750,000	私債権
企業	浄水課	電力供給契約解除による損害賠償金	9,597,295	私債権
企業	給水課	受益工事収益(原因者負担による修繕収益等)	68,803,760	私債権
企業	給水課	給水申込納付金	63,658,700	私債権
企業	給水課	雑収益(不用管売却益)	12,794,970	私債権
企業	給水課	雑収益(損失水量、量水器等亡失弁償金)	5,202,512	私債権
企業	土地事業調整課	幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金	45,790,366	私債権
病院	経営管理課	医業収益に係る未収金	208,001,844	私債権
教育	財務課	奨学資金貸付金返納	205,622,885	私債権
警察	交通部交通指導課	放置違反金	50,041,000	強制徴収公債権

監査人作成：令和6年度包括外部監査対象一覧

各サンプル母集団から、サンプルを抽出した方法は、「第3 包括外部監査の結果 III 各論としての監査結果」に記載する。

以上から、監査対象部局は以下のとおりとした。

【知事部局】

- ・ 総務部
政策法務課
- ・ 健康福祉部

健康福祉指導課、児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、
医療整備課

・環境生活部

ヤード・残土対策課

・商工労働部

経済政策課、経営支援課

・農林水産部

団体指導課、環境農業推進課

・県土整備部

用地課、道路整備課、道路環境課、河川環境課、港湾課、公園緑地課、
住宅課

【企業局】

・管理部

業務振興課

・水道部

浄水課、給水課

・土地管理部

土地事業調整課

【病院局】

経営管理課

【教育委員会】

・企画管理部

財務課

【公安委員会】

・交通部

交通指導課

選定した監査対象所属の分掌事務は、千葉県組織規程、千葉県企業局組織規程、
千葉県病院局組織規程、千葉県教育委員会行政組織規則、千葉県警察の組織に関
する規則によれば、次のように規定されている。

ア 知事部局

総務部 政策法務課

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の受発、記録、配付、審査、浄書、編さん及び保存に関する事。
- 三 公告式、県報及び県例規集の編さん及び発行並びに官報報告に関する事。

- 四 政策法務に関すること。
- 五 地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会及び委員の権限に属する事務に係る条例の立案に関すること。
- 六 法規審査及び法令の解釈その他法制に関すること。
- 七 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）、使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号）の立案に関すること。
- 八 訴訟に係る事務の総括に関すること。
- 九 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。行政書士及び行政書士法人に関するものに限る。）の施行に関すること。
- 十 損害賠償事故に係る事務の総括に関すること。
- 十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。第十三号において「整備法」という。）第四十二条第二項に規定する特例民法法人並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）に規定する公益信託及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第二条の規定によりなお従前の例によることとされる信託のうち同法第一条の規定による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号）に規定する公益信託に係る事務の総括に関すること。
- 十二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行に関すること。
- 十三 整備法第一章第四節第五款の規定の施行に関すること（移行法人に係るものに限る。）。
- 十四 文書館に関すること。
- 十五 公益認定等審議会に関すること。
- 十六 行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）の施行に関すること。

健康福祉部 健康福祉指導課

- 一 保健、医療及び福祉に関する統計調査（部内他課において所掌するものを除く。）並びに人口動態統計調査に関すること。
- 二 地域福祉に関すること。
- 三 社会福祉事業団体及び社会福祉事業施設（児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課及び障害福祉事業課において所掌するものを除く。）の指導監督に関すること。

- 四 社会福祉研修に関すること。
- 五 社会福祉主事の養成機関等並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定等に関すること。
- 六 社会福祉法人等の運営管理、入所者処遇及び会計管理の指導監査及びその実施のための調整に関すること。
- 七 福祉サービスの第三者評価・情報公表の推進に関すること。
- 八 生活福祉資金等に関すること。
- 九 引揚援護事業に関すること。
- 十 旧陸海軍関係者の復員及び一般邦人の帰還処理に関すること。
- 十一 旧陸海軍関係未復員者及び一般邦人未復員者の状況調査及び死亡認定に関すること。
- 十二 旧陸海軍関係者及び一般邦人の死亡報告、死亡告示並びに遺骨遺留品の伝達に関すること。
- 十三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族、遺族及び帰還者に対する諸給与金の支給に関すること。
- 十四 旧陸海軍関係者の恩給に関すること。
- 十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく遺族年金、障害年金（一時金）及び弔慰金に関すること。
- 十六 旧軍人軍属等の身分証明に関すること。
- 十七 戦没者遺家族、戦傷病者等及び法務関係者の援護に関すること。
- 十八 旧軍人軍属等戦傷病者援護団体及び遺族援護団体の指導に関すること。
- 十九 戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
- 二十 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、社会福祉法（健康福祉政策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課及び障害福祉事業課において所掌するものを除く。）、引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）、未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）、北朝

鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）、再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百号）、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）、千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号。建築指導課において所掌するものを除く。）、千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和三年千葉県条例第三十四号）等の施行に関すること。

健康福祉部 児童家庭課

- 一 児童（障害児を除く。）の福祉及び育成に関すること。
- 二 児童の虐待防止対策に関すること。
- 三 ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- 四 母子の保護に関すること。
- 五 ひとり親家庭等の自立支援に関すること。
- 六 母子保健に関すること。
- 七 児童の保健医療に関すること。
- 八 社会福祉事業団体及び社会福祉事業施設（児童（障害児を除く。）の福祉、子育て支援事業（児童の虐待の防止、ひとり親家庭等及び母子保健に関するものに限る。次号において同じ。）及び困難な問題を抱える女性の自立支援に関するものに限る。）の指導監督に関すること（生活困難者の福祉に係るものを除く。）。
- 九 児童福祉司等の人材の育成及び確保に関すること。
- 十 児童福祉法（疾病対策課、子育て支援課及び障害福祉事業課において所掌するものを除く。）、母体保護法（昭和三十二年法律第五十六号）、社会福祉法（児童（障害児を除く。）の福祉、子育て支援事業、母子及び父子並びに寡婦の福祉並びに困難な問題を抱える女性の自立支援に関するものに限る。）、売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）、千葉県子どもを虐待から守る条例（平成二十八年千葉県条例第六十六号）等の施行に関すること。
- 十一 児童相談所、生実学校、富浦学園及び女性サポートセンターに関すること。
- 十二 その他児童（障害児を除く。）に関すること。

健康福祉部 障害者福祉推進課

- 一 障害者及び障害児の福祉に関する企画調査に関すること。
- 二 心身障害者扶養年金制度に関すること。
- 三 重度心身障害者及び重度心身障害児の保健医療に関すること。
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）、身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。更生医療及び精神通院医療に係る自立支援医療費、地域生活支援事業並びに障害福祉計画に関することに限る。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）、千葉県精神保健福祉センター設置管理条例（昭和四十五年千葉県条例第四十八号）、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成二十八年千葉県条例第四十九号）等の施行に関すること。
- 五 障害者相談センター及び精神保健福祉センターに関すること。
- 六 障害者施策推進協議会、地方精神保健福祉審議会及び障害のある人の相談に関する調整委員会に関すること。
- 七 その他障害者及び障害児に関すること。

健康福祉部 障害福祉事業課

- 一 社会福祉事業団体及び社会福祉事業施設（障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。）の指導監督に関すること（生活困難者の福祉に係るものを除く。）。
- 二 障害児の療育に関すること。
- 三 児童福祉法（障害児に関するものに限る。）、社会福祉法（障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。）、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号。産業人材課において所掌するものを除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者福祉推進課において所掌するものを除く。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号）、千葉県県立医療施設看護師等修学資金貸付条例（昭和五十七年千葉県条例第二号。千葉リハビリテーションセンターに係るものに限

る。)等の施行に関すること。

四 障害者介護給付費等不服審査会に関すること。

健康福祉部 医療整備課

一 医療法人等の指導及び監督等に関すること。

二 救急医療体制の整備に関すること。

三 医師確保対策に関すること。

四 看護師確保対策に関すること。

五 看護研修に関すること。

六 自治体病院の支援に関すること。

七 医療安全相談センターに関すること。

八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）、医療法（健康福祉政策課において所掌するものを除く。）、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）、歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（医療機関の再編の事業に関する計画に係るものに限る。）、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、臓器の移植に関する法律（眼球の移植に関するものに限る。）、言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）、千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）、千葉県理学療法士等修学資金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第一号）、千葉県自治体病院医師確保研修資金等貸付条例（平成十九年千葉県条例第二号）、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）、千葉県医師修学資金及び看護師修学資金特例貸付条例（平成二十二年千葉県条例第二号）、千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成二十八年千葉県条例第五十七号）等の施行に関すること。

九 保健医療大学、鶴舞看護専門学校及び野田看護専門学校に関すること。

十 医療審議会（医療法に基づく病院等に係る許可及び医療法人に係る認可並びに地域における医師確保に関するものに限る。）に関すること。

十一 准看護師試験委員に関すること。

環境生活部 ヤード・残土対策課

- 一 有害使用済機器の保管等に係る指導（これに付随して行う廃棄物に係る指導を含む。）及び監視に関すること。
- 二 フロン類の管理等に係る指導及び監視に関すること。
- 三 使用済自動車の再資源化等に係る指導（これに付随して行う廃棄物に係る指導を含む。）及び監視に関すること。
- 四 土砂等の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 五 特定自動車部品の保管等に係る指導及び監視に関すること。
- 六 再生土の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 七 特定再生資源屋外保管業に係る指導及び監視に関すること。
- 八 第二号及び第四号から前号までに掲げる事務に付随して行う廃棄物に係る指導及び当該指導を行うために必要な立入検査に関すること。
- 九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第一号、第三号及び前号に掲げる事務に係るものに限る。）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）の施行に関すること。

商工労働部 経済政策課

- 一 部内各課の連絡調整に関すること。
- 二 商工労働行政に係る立案、調整及び評価に関すること。
- 三 経済の国際関連施策に関すること。
- 四 貿易の振興に関すること。
- 五 商工会議所、商工会及びその連合団体に関すること。
- 六 中小企業団体中央会及び商工業者の組織する団体に関すること。
- 七 国際会議等の誘致に関すること。
- 八 アクアライン及び圏央道の活用促進に関すること。
- 九 ちば国際コンベンションビューローに関すること（コンベンションに係るものに限る。）。
- 十 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法

律第百八十五号)、商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)、官公需についての中
小企業者の受注の確保に関する法律(昭和三十九年法律第九十七号)、生活関連物
資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措
置法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用
管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号。経済産業省の所管に
係るものに限る。)、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法
律(平成五年法律第五十一号)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律(成田空港政策課、産業振興課及び企業立地課において所
掌するものを除く。)等の施行に関すること。

十一 日本コンベンションセンター国際展示場に関すること。

十二 千葉県産業振興センターに関すること。

十三 その他部内他課の所掌に属しない事項に関すること。

商工労働部 経営支援課

一 中小企業の金融に関すること。

二 金融機関との連絡調整に関すること。

三 信用保証協会に関すること。

四 中小企業構造の高度化に係る事業計画に関すること。

五 設備導入資金及び高度化資金に関すること。

六 商業、倉庫業及びサービス業の振興及び経営支援に関すること。

七 信用保証協会法(昭和三十八年法律第九十六号)、小規模企業の事業活動の活
性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第
五十七号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる小規
模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十九年法律第百十五号)、小売商業調整特
別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)、商店街振興組合法(昭和三十七年法
律第百四十一号)、中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)、中小小売商
業振興法(昭和三十八年法律第百一号)、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第
九十一号)、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)、中小企
業等経営強化法(平成十一年法律第十八号。エンジェル税制及び経営革新に係る
ものに限る。)、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年
法律第三十三号)、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促
進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)等の施行に関すること。

八 千葉県中小企業融資損失てん補条例(昭和三十九年千葉県条例第四十一号)の
施行に関すること。

九 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

農林水産部 団体指導課

- 一 農業協同組合の指導に関する事。
- 二 森林組合の指導に関する事（森林課において所掌するものを除く。）。
- 三 水産業協同組合の指導に関する事。
- 四 農事組合法人に関する事。
- 五 農業者年金に関する事。
- 六 農林業の金融に関する事。
- 七 農業共済に関する事。
- 八 水産業の金融及び共済に関する事。
- 九 農業協同組合等の検査に関する事。
- 十 千葉県農業信用基金協会の検査に関する事。
- 十一 森林組合の検査に関する事。
- 十二 水産業協同組合の検査に関する事。
- 十三 土地改良区等の検査に関する事。
- 十四 農業共済保険審査会に関する事。

農林水産部 環境農業推進課

- 一 食育の推進に関する事。
- 二 ちばエコ農業に関する部内の総括に関する事。
- 三 有機農業に関する部内の総括に関する事。
- 四 農薬の指導取締りに関する事。
- 五 植物防疫に関する事。
- 六 肥料に関する事。
- 七 環境保全型農業の推進に関する事。
- 八 農業生産工程管理の推進に関する事。
- 九 都市農業に関する事。
- 十 市民農園に関する事。
- 十一 食品リサイクルに関する事。
- 十二 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（水質保全課において所掌するものを除く。）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）、食品表示法（健康づくり支援課及び衛生指導課において所掌するものを除く。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業に係るものに限る。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律

第三十七号。森林課及び水産課において所掌するものを除く。)等の施行に関する
こと。

県土整備部 用地課

- 一 部内の用地及び補償に関する指導及び総合調整に関すること。
- 二 部内の登記事務の指導に関すること。
- 三 国土交通省所管の公共用財産(港湾課において所掌するものを除く。)及び土木
工事によつて生じた廃道敷、廃川敷等で県有地となつたものの管理及び処分に関
すること。
- 四 公共事業に係る移転資金の利子補給に関すること。
- 五 千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準(昭和四十一年千葉県訓令第二号)
の施行に関すること。
- 六 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)、国土調査法(昭和二十六年法律第百
八十号)、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、租税特別措置法(昭和三十
二年法律第二十六号。特定住宅用地の認定に係るものに限る。)、公共用地の取
得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)、不動産の鑑定評価に関す
る法律(昭和三十八年法律第百五十二号)、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九
号)、公有地の拡大の推進に関する法律(市町村課において所掌するものを除
く。)、国土利用計画法(政策企画課において所掌するものを除く。)、土地基本法
(土地取引等の規制に関することに限る。)、所有者不明土地の利用の円滑化等
に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)等の施行に関すること。
- 七 土地等の収用、買収及び補償に関すること。
- 八 千葉県土地利用審査会、千葉県事業認定審議会及び千葉県地価調査委員会に関
すること。
- 九 千葉県土地開発公社の業務の監督等に関すること。

県土整備部 道路整備課

- 一 道路事業(有料道路に係るものを含む。)の調査、調整に関すること。
- 二 道路の新設及び改築に関すること。
- 三 都市計画道路事業に関すること。
- 四 連続立体交差の計画及び事業に関すること。
- 五 市町村道に関すること。
- 六 道路法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備特別措置法(道
路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備事業に係る国の財政上の特
別措置に関する法律(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、踏切道改良
促進法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、都市計画法(都市計画道路

事業（都市計画決定に関するものを除く。）及び都市高速鉄道の連続立体交差事業（都市計画決定に関するものを除く。）に係るものに限る。）、山村振興法（市町村道に関するものに限る。）、半島振興法（市町村道に関するものに限る。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（市町村道に関するものに限る。）等の施行に関すること。

七 北千葉道路建設事務所に関すること。

県土整備部 道路環境課

- 一 道路の維持及び管理に関すること。
- 二 道路の舗装、新設及び改良に関すること（道路整備課において所掌するものを除く。）。
- 三 道路の愛護奨励に関すること。
- 四 道路運送法（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、道路法（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、踏切道改良促進法（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（道路計画課において所掌するものを除く。）、自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（道路に関するものに限る。）、災害対策基本法（災害時における車両の移動等に関するものに限る。）、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）等の施行に関すること。

県土整備部 河川環境課

- 一 河川、海岸等の管理に関すること。
- 二 船舶の係留保管の適正化の総括に関すること。
- 三 水防活動の総括に関すること。
- 四 河川、海岸等の愛護奨励に関すること。
- 五 砂防法、水害予防組合法、運河法（港湾課において所掌するものを除く。）、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。港湾課において所掌するものを除く。）、水防法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（河川、国土交通省所管の海岸保全区域に係る海岸（港湾課において所掌するものを除く。）、砂防設備、国土交通省所管の地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に関するものに限る。）、海岸法（耕地課、漁港課及び港湾課において所掌するものを除く。）、河川法、砂利採取法（第十六条に規定する河川管理者の所掌するものに限る。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、水源地域対策特別措置法（一級河川の指定区間及び二級河川における治水に関するものに限る。）、土砂災害警戒区域等における土

砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、独立行政法人水資源機構法（水政課において所掌するものを除く。）、特定都市河川浸水被害対策法（河川事業における治水に関するものに限る。）、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（第十七条第一項に規定する措置のうち公共海岸（漁港課及び港湾課において所掌するものを除く。）に関するものに限る。）、千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号。水産課において所掌するものを除く。）等の施行に関する事（河川整備課において所掌するものを除く。）。

六 水防協議会及び保管プレジャーボート処理委員会に関する事。

七 ダム管理事務所に関する事。

県土整備部 港湾課

- 一 港湾の計画、調査、建設及び改良に関する事。
- 二 海岸保全施設の計画、建設及び改良に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 三 港湾の管理及び運営に関する事。
- 四 公有水面の埋立てに関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 五 海岸の管理に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 六 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 七 運河に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 八 港湾工事等の委託及び受託に関する事。
- 九 港湾統計に関する事。
- 十 港湾振興施策に関する事。
- 十一 運河法（港湾に関するものに限る。）、公有水面埋立法（港湾に関するものに限る。）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（港湾に関するものに限る。）、海岸法（港湾に関するものに限る。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。港湾に関するものに限る。）、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（第十七条第一項に規定する措置のうち港湾に関するものに限る。）等の施行に関する事。
- 十二 港湾事務所に関する事。
- 十三 千葉県地方港湾審議会に関する事。

県土整備部 公園緑地課

- 一 都市計画公園事業に関する事。

- 二 千葉県風致地区条例の一部を改正する等の条例（平成二十四年千葉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる行為の監督等に関すること。
- 三 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）、都市計画法（公園、緑地及び墓園並びに景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域及び生産緑地地区に係るものに限る。）、都市計画法施行法（公園、緑地及び墓園並びに風致地区に係るものに限る。）、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）、独立行政法人都市再生機構法（都市公園の工事に係るものに限る。）、景観法（平成十六年法律第一百十号。他課において所掌するものを除く。）等の施行に関すること。
- 四 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例（平成二十年千葉県条例第三号）の施行に関すること。
- 五 屋外広告物審議会及び景観審議会に関すること。
- 六 みどりの愛護のつどいの開催に関すること。

県土整備部 住宅課

- 一 住宅政策に係る企画、立案及び調整に関すること。
- 二 県営住宅の建設及び応急仮設住宅の供与に関すること。
- 三 県営住宅の管理に関すること。
- 四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、租税特別措置法（優良住宅の認定に係るものに限る。）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（市街地整備課において所掌するものを除く。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（建築指導課において所掌するものを除く。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（建設・不動産業課において所掌するものを除く。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（建築指導課において所掌するものを除く。）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）等の施行に関すること。
- 五 千葉県住宅供給公社の業務の監督等に関すること。

イ 企業局

管理部 業務振興課

- 一 お客様満足度向上及び業務の改善に関すること。
- 二 広報及び広聴の企画及び実施に関すること。
- 三 広報委員会議及び広聴委員会議に関すること。
- 四 局のホームページの運営管理に関すること。
- 五 水道事業に係る調査及び統計に関すること。
- 六 情報化の推進に関すること。
- 七 情報システムの開発に関すること。
- 八 水道料金及び公共下水道の使用料（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、その区域に水道事業の給水区域を含む市からその徴収等に関する事務の委託を受けた公共下水道の使用料をいう。以下同じ。）（以下「水道料金等」という。）の徴収の事務の委託並びに指導及び監督（水道事務所において所掌するものを除く。）に関すること。
- 九 給水条例第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 十 県水お客様センター及び水道事務所の業務に伴う補償（水道料金等の徴収に伴うものに限る。）の総括に関すること。
- 十一 公共下水道の使用料等（公共下水道の使用料及びそれに係る延滞金をいう。以下同じ。）の徴収等に関する事務の総括に関すること。
- 十二 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。

水道部 浄水課

- 一 浄水場、給水場及び水質センターに関すること。
- 二 水質に関すること。
- 三 給配水の総合調整に関すること。
- 四 浄水技術の調査及び研究の総合調整に関すること。
- 五 電気工作物の工事の設計及び施行に関すること。
- 六 電気工作物の維持管理に関すること。
- 七 排水処理及び汚泥の処分に関すること。
- 八 業務用無線の総括に関すること。
- 九 水質の異状又は水量の不足等に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告に関すること。
- 十 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
- 十一 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
- 十二 主要な浄水薬品等の調達に関すること。

- 十三 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事（計画課において所掌するものを除く。）及び修繕工事の総合調整に関すること。
- 十四 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）に係る災害対策の実施に関すること。
- 十五 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（計画課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 十六 施設整備センターの業務（計画課及び給水課において所掌するものを除く。）に伴う補償の総括に関すること。

水道部 給水課

- 一 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者並びに中小企業等協同組合に関すること。
- 二 送配水管の建設工事及び補修工事並びに給水装置の工事の総合調整に関すること。
- 三 送配水管に係る災害対策の実施に関すること。
- 四 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金に関すること。
- 五 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金に関すること。
- 六 送配水管及び給水装置の維持管理の総括に関すること。
- 七 電磁的記録の管理に関すること。
- 八 漏水防止に関すること。
- 九 給水条例第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水装置に係るものに限る。）に関すること。
- 十 送配水管及び給水管の建設工事又は補修工事に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告（浄水課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 十一 事業用器材及び消耗品の調達及び売却並びに出納及び保管に関すること。
- 十二 事業用器材の修理に関すること。
- 十三 事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
- 十四 水道事務所及び施設整備センターの業務（第二号に規定する工事及び第六号に規定する維持管理に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関すること。
- 十五 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
- 十六 給水区域の総合調整に関すること。
- 十七 設計積算及び積算基準に関すること。
- 十八 給水条例第二十二条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告の総括に関すること。

土地管理部 土地事業調整課

- 一 造成土地管理事業の総合調整に関する事。
- 二 造成土地管理事業の経営管理に関する事。
- 三 造成土地管理事業及びこれに関連する事業に係る企画及び計画に関する事。
- 四 ニュータウン事業（造成土地管理事業のうち東葛飾北部地区新市街地事業及び千葉ニュータウン事業をいう。次号において同じ。）及びこれに関連する事業に係る調査及び工事に関する事。
- 五 ニュータウン事業及びこれに関連する事業に係る土地その他の不動産の取得、補償及び管理並びに管理地等の処分（貸付けを含む。）に関する事。
- 六 文書及び物品（土地管理部で管理する文書及び物品に限る。）の受発、記録、審査、編さん及び保存に関する事。
- 七 公印（土地管理部で管守するものに限る。）の管守に関する事。
- 八 本局に属する自動車（土地管理部で使用する自動車に限る。）の集中管理に関する事。
- 九 本局庁舎（土地管理部で使用する庁舎に限る。）の整備及び管理に関する事。
- 十 造成土地管理事業に係る工事の指導、検査等に関する事。
- 十一 その他造成土地管理事業に関する事。

ウ 病院局

病院局 経営管理課

- 一 病院局内の連絡調整に関する事。
- 二 公印の管守並びに文書の受発、記録、審査、編さん及び保存に関する事。
- 三 管理規程に関する事。
- 四 広報の企画及び総合調整に関する事。
- 五 組織及び定数に関する事。
- 六 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
- 七 職員の給料、諸手当、旅費及び費用弁償に関する事。
- 八 勤務時間その他勤務条件に関する事。
- 九 職員の研修に関する事。
- 十 職員の健康管理及び福利厚生に関する事。
- 十一 労務管理に関する事。
- 十二 職員の児童手当に関する事。
- 十三 看護師等修学資金の貸付け等に関する事。
- 十四 病院事業の基本計画の調整に関する事。
- 十五 予算の原案及び予算に関する説明書の作成及び送付に関する事。
- 十六 議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成に関する資料の作成及び送付に

関すること。

- 十七 予算の執行の状況調査及び調整に関すること。
- 十八 企業債及び借入金に関すること。
- 十九 資産の取得、管理及び処分 の総括に関すること。
- 二十 庁舎、公舎の維持管理の総括に関すること。
- 二十一 補助金に関すること。
- 二十二 剰余金の処分及び欠損金の処理に関すること。
- 二十三 出納その他の会計事務に関すること。
- 二十四 決算に関すること。
- 二十五 会計書類の審査及び確認に関すること。
- 二十六 契約の締結に関すること。
- 二十七 出納取扱金融機関に関すること。
- 二十八 支払資金の管理に関すること。
- 二十九 資金前渡に関すること。
- 三十 企業出納員、現金取扱員及び資金前渡職員の賠償責任に関すること。
- 三十一 定期監査、例月出納検査及び決算審査に関すること。
- 三十二 千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に関すること。
- 三十三 業務状況説明書に関すること。
- 三十四 重要施策に係る調査に関すること。
- 三十五 経営の企画、分析及び改善に関すること。
- 三十六 病院事業の評価に関すること。
- 三十七 医薬品等の購入に関すること。
- 三十八 情報化の推進に関すること。
- 三十九 病院の安全・安心な医療の提供の推進に関すること。
- 四十 保険診療の質的向上及び適正化に関すること。
- 四十一 医師、看護師等の確保対策に関すること。
- 四十二 病院の施設整備に関すること。
- 四十三 その他病院事業に関する事項で病院の所掌に属しないものに関すること。

エ 教育委員会

企画管理部 財務課

- 一 教育に関する事務に係る予算についての意見の調整に関すること。
- 二 予算の執行（国の支出負担行為を含む。）の総合調整に関すること。
- 三 議会との連絡に関すること。
- 四 県立学校の管理運営に係る予算に関すること。
- 五 財務事務の指導及び助言に関すること。

- 六 就学困難な児童生徒のための修学旅行費、学用品費等の国庫補助に関する事。
- 七 学校における理科教育に係る設備の国庫補助に関する事。
- 八 幼稚園の就園奨励費の国庫補助に関する事。
- 九 特別支援教育就学奨励費の国庫負担及び国庫補助に関する事。
- 十 実習船の運営に関する事。
- 十一 建設工事等指名業者選定審査会（教育部会）に関する事。
- 十二 教育庁機種等選定・委託事業指名業者選定審査会に関する事。
- 十三 千葉県奨学資金貸付条例の施行に関する事。
- 十四 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例の施行に関する事。
- 十五 千葉県公立学校教員修学資金貸付条例の施行に関する事。
- 十六 県立高等学校授業料の減免に関する事。
- 十七 千葉県事務委任規則第二条第七号に規定する事務に関する事。
- 十八 県立学校の教育財産（物品及び債権に限る。）の取得、管理及び処分に関する事。
- 十九 公立義務教育諸学校等（公立幼稚園を含む。）の施設及び設備の国庫負担又は国庫補助に関する事。

オ 公安委員会

交通部 交通指導課

- (1) 道路交通関係法令違反のうち交通切符、交通反則切符及び点数切符により処理する違反並びに交通関係法令違反事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定について（平成 27 年 5 月 28 日付け千地検交第 7 号）に規定する違反の取締りに関する事。
- (2) 交通反則通告制度に関する事。
- (3) 車両の使用制限に関する事。
- (4) 運行供用制限に関する事。
- (5) 放置違反金に関する事。
- (6) 駐車対策に関する調査及び企画に関する事。

5 監査の実施期間

令和 6 年 8 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

包括外部監査人補助者

公認会計士	松原 創
公認会計士	柳原 翼
弁護士	豊田 泰士
公認会計士	金 福実
公認会計士	田 炯収
公認会計士	田村 奈央子

7 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行の概要

1 基本概念

令和6年度の事件として「公債権及び私債権」を対象としているが、「債権」については、自治法は下記の通り規定している。

（債権）

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

四 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権

五 預金に係る債権

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

七 寄附金に係る債権

八 基金に属する債権

地方公共団体にとって「債権」とは、金銭の給付を目的とする権利を指し、その長は、債権について保全及び取立てに関し必要な措置を取らなければならないと、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができるとしている。

つまり、地方公共団体には、「債権」の管理を行い、地方公共団体の財産の保全を図ることが求められている。

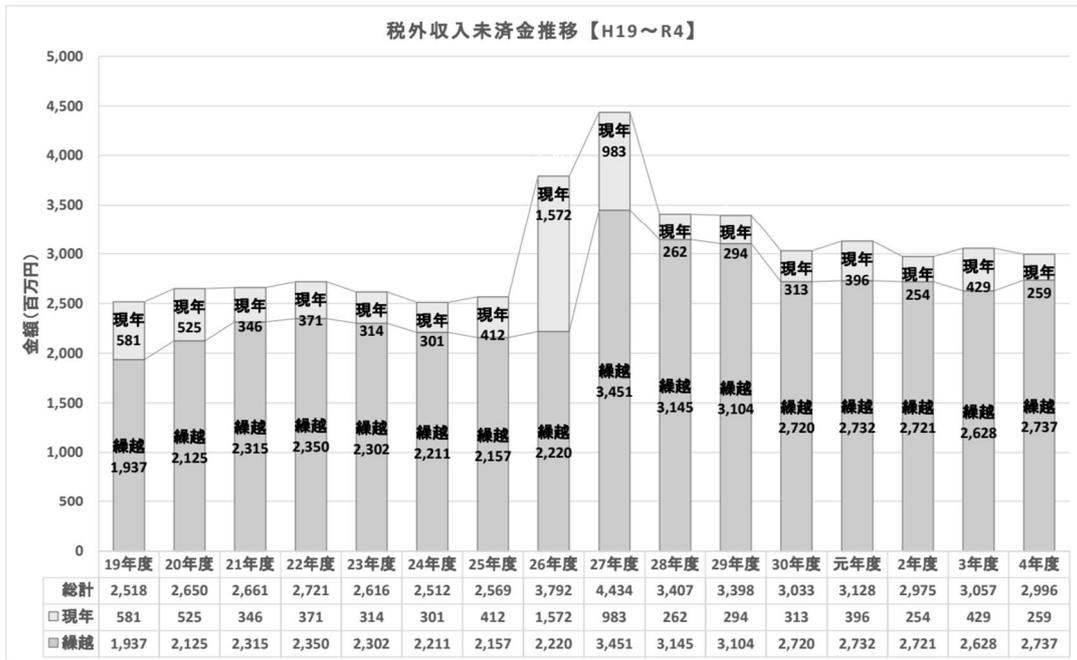
債務者が弁済しないために、「債権」の回収が適時にできず滞納状態となっていることは、財産の保全が達成されていないことを意味するが、最近の滞納状況は、下記の通りとなっている。

本県の税外収入未済額は、平成19年度決算ベースで約25億円が計上されており、その後、平成25年度までほぼ横ばいの状況であった。

独占禁止法違反業者に対する賠償金や、行政代執行費用等の原因者への求償債権といった

巨額の債権が相次いで未済となるなどにより、平成27年度に約44億円とピークを迎えたが、平成30年度以降は約30億円となり、ほぼ横ばいの推移となっている。

図1 税外収入未済金の推移（平成19年度～令和4年度）



注1) 公営企業会計を除く。

注2) 百万円未満は四捨五入しているため、記載金額の相互で合わないことがある。

出典：債権管理適正化の手引

このような推移を経ているが、県としても収入未済金が多く残っている状態は健全な財産状況とは言えず、下記のように対応を進めてきている。

- ①「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議）
- ②「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（通知）」（平成28年10月14日総務部長）
- ③「「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について（通知）」（令和5年6月28日総務部長）

なお、③に先立って、令和5年3月17日に債権管理条例が公布・施行されている。これは県としての現在の検討結果を示したものであると理解している。

まず、①では次のように対策を示した。

1 はじめに

負担金、使用料、貸付金などの県が有する債権は県民の貴重な財産であり、また県民負担の公平性・公正性を確保する観点からも、適正な債権管理、債権回収に努めなければならない。

県においては、平成20年1月に千葉県債権管理連絡会議（会長：総務部次長。以下「連絡会議」という。）を設置、2月には「債権管理の適正化のための取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定し、収入未済の縮減に向けた取組を全庁的に推進してきたところである。

これまでの間、各部局の取組により、現年新規発生額は抑制傾向にあるものの、収入未済額全体としては累増していることから、更に取組を継続、強化し、効果的かつ効率的な整理・回収によって、早期に収入未済額を縮減させる必要がある。

そこで、債権回収強化の再徹底、進行管理の徹底、債務者区分の明確化等の点について、以下に示す方針で取組を強化する。

2 収入未済額の推移と課題

(1) 収入未済額の推移

(2) 課題

(略)

具体的には次のような改善すべき課題が明らかになった。

○債権の回収強化への取組

- ・住民票調査、不動産登記簿調査といった基本的な調査が不十分である。
- ・納付書送付に終始し、債務者との交渉が不十分である。

○滞納原因や回収可能性に応じた債務者管理

- ・各債権主務課における現況把握が不十分なため、今後の回収・整理方策の検討が困難となっている事例が認められる。

○長期滞納債権の管理

- ・すでに時効期間が経過しているが未援用の債権が認められる。
- ・長期僅少額分納者などが認められる。

○その他

- ・強制徴収公債権に関し、税務当局との連携を望む声が多い。
- ・個人情報保護、守秘義務の観点から財産調査等が困難。
- ・私債権に関する債権管理条例など不納欠損の統一基準を望む声がある。

3 今後の取組方針（強化方針）

(1) 債権回収強化の再徹底

(2) 進行管理の徹底

(3) 債務者区分の明確化

(4) 長期滞納債権の整理促進

(5) 税務当局による支援

(6) 債権管理基準等の検討

(7) 債権の保全措置の研究

- (8) モラル向上への取組
- (9) その他中長期的な課題への対応

4 目標の設定

- (1) 県の収入未済額が集計ベースで前年度を下回ること
- (2) 個別債権における進行管理上の目標設定

5 スケジュール

- (1) 強化期間の設定
- (2) 平成23年度及び平成24年度以降の具体的スケジュール
(略)

【研究課題】

収入未済額の縮減に向け、当面、以下のテーマについて研究を進め、その成果について債権管理連絡会議に報告するものとする。

(1) 債権の整理・回収に係る専門組織のあり方

他の地方公共団体の取組や庁内のニーズを踏まえ、効果的かつ効率的な整理・回収に資する組織のあり方について研究を行う。

(2) 民間能力活用の拡大

公金の債権回収業務について、債権回収会社（サービサー）等への委託拡大を念頭に、法令上の制約を考慮しつつ、委託業務の範囲について整理するとともに、全国の事例収集等により、多様な委託形態について研究を行う。

このように債権管理の強化方針を示し、また、民間能力活用の拡大等について研究を行うとした。そして、次の②では、徴収困難な債権に焦点を当てて、基本的な考え方を示している。

本県ではこれまで、「債権管理適正化の手引」（平成20年11月）及び「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月）等を策定し、債権管理の適正化に向けた取組を進めてきたところです。

しかしながら、県が有する債権には、履行期限が経過しても納付されず、徴収困難となっているものや将来的にも徴収が見込めなくなったものが存在している状況にあります。

そこでこのたび、徴収困難な債権に関する手続や徴収が見込めなくなった債権に係る債権放棄の全庁的な方針を含めた「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」を別添のとおりまとめましたので、関係機関に周知するとともに、債権管理の一層の適正化に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、本通知では、滞納処分例により徴収することができる公法上の債権を「強制徴収公債権」、それ以外の公法上の債権を「非強制徴収公債権」、私法上の債権を「私債権」と区分して記載しています。

徴収困難な債権に関する基本的な考え方

第1 徴収困難な債権に関する義務的手続

- 1 「強制徴収公債権」に係る法令上の義務規定
 - (1) 督促
 - (2) 債権の保全及び取立て
- 2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る法令上の義務規定
 - (1) 督促
 - (2) 債権の保全及び取立て
- 3 その他の手続
 - (1) 時効中断
 - (2) 債務者に関する情報把握
 - ア 所在調査
 - イ 財産調査

第2 徴収緩和措置（債権放棄以外）

- 1 「強制徴収公債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）
 - (1) 納付の猶予（徴収猶予）
 - (2) 換価の猶予
 - (3) 滞納処分の停止
- 2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）
 - (1) 徴収停止
 - (2) 履行延期の特約等
 - (3) 免除

第3 債権放棄

- 1 債権放棄に係る全庁的な方針
 - (1) 債権放棄の対象となる債権の種類
 - (2) 債権放棄の事由
 - ① 破産法等の法令の規定により免責された債権
 - ② 時効期間が経過した一定の債権
 - (3) その他の事由
- 2 債権放棄の運用にあたっての留意事項
 - (1) 債務者への通知
 - (2) 不納欠損処理
 - (3) その他

そして、6年半後に③を通知した。

本県では、債権管理の適正化に向けた取組を推進するため、「債権管理適正化の手引」（平成20年11月）、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月）等を策定するとともに、履行期限が経過しても納付されず、徴収困難となっている債権や将来的にも徴収が見込めなくなった債権について、徴収手続や徴収が見込めなくなった場合における債権放棄の全庁的な方針を含めた「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」を平成28年10月に通知し、運用してきたところです。

令和5年3月、千葉県債権管理条例（令和5年千葉県条例第1号）が公布及び施行されましたので、条例の規定内容に即して、「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の「第3 債権放棄」の内容を改定しました。

つきましては、関係機関に周知するとともに、債権管理の一層の適正化に取り組んでいただくようお願いします。

（監査人注：以下、**徴収困難な債権に関する基本的な考え方**第1 徴収困難な債権に関する義務的手続 から第2 徴収緩和措置（債権放棄以外）までは②と同じ）

第3 債権放棄

1 債権管理条例に基づく債権放棄

- (1) 「消滅時効が完成したとき（債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）。」（第1号）
- (2) 「債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権（地方自治法第240条第4項第1号及び第3号から第8号までに掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。」（第2号）
- (3) 「法人である債務者について、破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項又は第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。」（第3号）
- (4) 「破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。」（第4号）
- (5) 「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定による措置をとった日から3年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。」（第5号）

2 地方自治法に基づく債権放棄

3 債権放棄の運用にあたっての留意事項

- (1) 債務者への通知
- (2) 不納欠損処理

すなわち、債権管理条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、同条例第9条第1項各号の条件に合致する場合には、「知事等」

が「債権を放棄することができる」こととし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

以下、この③の通知を引用することで回収手続を整理しておく。

2 強制徴収公債権

第1 徴収困難な債権に関する義務的手続

1 「強制徴収公債権」に係る法令上の義務規定

(1) 督促

ア 納期限までに納付されない場合、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法（以下「法」という。）第231条の3第1項）。

イ 督促には時効更新の効力が認められているが、最初の督促に限られていることに留意する必要がある（法第236条第4項）。

ウ 督促後、履行期限までに納付されない場合、滞納処分を行うことが義務付けられている（千葉県財務規則（以下「財務規則」という。）第45条第1項）。

(2) 債権の保全及び取立て

ア 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき（民法第137条第1号）、限定承認をしたとき（民法第930条第1項）等、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対しその旨の通知をしなければならない（地方自治法施行令（以下「政令」という。）第171条の3本文）。

イ 債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合、法令の規定により債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない（政令第171条の4第1項）。

ウ 債権を保全する必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等、必要な措置をとらなければならない（政令第171条の4第2項）。

第2 徴収緩和措置（債権放棄以外）

1 「強制徴収公債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）

(1) 納付の猶予（徴収猶予）

債務者が資金を欠き、債務の履行が困難であると認められる場合等には、履行期限内における履行を猶予することができる（国税通則法第46条以下、地方税法第15条以下）。

(2) 換価の猶予

ア 財産を差し押さえた場合、①その財産の換価を直ちにすることにより、債務者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき、又は②その財産の換価を猶予することが、直ちにその財産を換価することに比して債権の徴収上有利であるときは、債務者が納付について誠実な意思を有すると認められることを条件に、1年の範囲内で差押

財産の換価を猶予することができる（国税徴収法第 151 条第 1 項）。

イ 上記アのほか、一時の納付により、債務者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合、財産の換価を猶予することができる（国税徴収法第 151 条の 2 第 1 項）。

(3) 滞納処分の停止

ア 債務者が①滞納処分を執行することができる財産がないとき、②滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、又は③その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるときは、滞納処分の執行を停止することができる（国税徴収法第 153 条第 1 項、地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。

イ 滞納処分の執行停止は、差押えから換価までの各段階で可能である。

ウ 滞納処分の執行が停止された債権の収納義務は、その停止が 3 年間継続したときは消滅する（国税徴収法第 153 条第 4 項、地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。

エ 滞納処分の執行を停止した債権が限定承認に係るものであるときその他債権を徴収することができないことが明らかであるときは、その納付義務を直ちに消滅させることができる（国税徴収法第 153 条第 5 項、地方税法第 15 条の 7 第 5 項）。

3 非強制徴収公債権及び私債権

第 1 徴収困難な債権に関する義務的手続

2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る法令上の義務規定

(1) 督促

ア 納期限までに納付されない場合、期限を指定して督促しなければならない（法第 231 条の 3 第 1 項又は第 240 条第 2 項及び政令第 171 条）。

イ 督促には時効更新の効力が認められている（法第 236 条第 4 項）が、最初の督促に限られていることに留意する必要がある。

(2) 債権の保全及び取立て

ア 督促後、相当の期間を経過しても納付されない場合は、原則として、以下の措置をとらなければならない（政令第 171 条の 2 各号）。

(ア) 担保の付されている債権：担保の処分等

(イ) 債務名義のある債権：強制執行の手続

(ウ) 上記以外の債権：訴訟手続による履行請求

イ 上記 1 (2) に関する規定は、非強制徴収公債権及び私債権にも適用される。

第 2 徴収緩和措置（債権放棄以外）

2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）

(1) 徴収停止

履行期限後、相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない場合にあって、これを取り立てる場合における収入金額よりも、取立てその他の管理に要する費用の額が上回ると見込まれ、履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（政令第 171 条の 5）。

（2）履行延期の特約等

①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき、②債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき等、一定の事由に該当する場合、履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることもできる（政令第 171 条の 6 第 1 項）。

（3）免除

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（政令第 171 条の 7 第 1 項）。

イ 債務者が貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合においても、当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づき履行延期の特約をしたものは、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件に、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（政令第 171 条の 7 第 2 項）。

ウ これらの免除を行う場合、議会の議決は要しない（政令第 171 条の 7 第 3 項）。

4 徴収困難な債権に関するその他の義務的手続

第 1 徴収困難な債権に関する義務的手続

3 その他の手続

法令上の義務規定のほか、債務者の状況により、必要に応じて次の手続をとる必要がある。

（1）時効更新

ア 民法上、裁判上の請求、支払督促、訴訟上の和解、民事調停法又は家事事件手続法による調停、破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加（民法第 147 条。ただし、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したとき）、強制執行、担保権の実行、担保権の実行による競売、財産開示手続（民法第 148 条）及び承認（民法第 152 条）が規定されている。

イ 承認については、実務上、債務承認書や分納誓約書又は分納計画書等を債務者から徴する必要があるが、他の更新事由と異なり、形式上何らの制限はない。

(2) 債務者に関する情報把握

ア 所在調査

債務者への送付文書が返戻された場合等には、債務者の所在調査が必要となる。

(ア) 強制徴収公債権

官公署等に対し、滞納処分に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（国税徴収法第 146 条の 2、地方税法第 20 条の 11）。

(イ) 非強制徴収公債権又は私債権

債権の履行を図るため、住民票の写しの交付等を請求することができる（住民基本台帳法第 11 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項及び第 20 条第 2 項並びに戸籍法第 10 条の 2 第 2 項）。

イ 財産調査

債務の履行がない場合、強制的な履行の実現に備え、債務者の財産調査を必要とすることがある。

(ア) 強制徴収公債権

質問検査権規定又は官公署等への協力要請規定に基づき、債務者に関する財産調査が可能である（国税徴収法第 141 条、第 146 条の 2、地方税法第 20 条の 11）。

(イ) 非強制徴収公債権又は私債権

財産調査を可能とする明文規定がないため、公示済みの登記情報又は債務者の申出等により、可能な範囲での調査を実施する必要がある。

5 債権放棄

第 3 債権管理

1 債権管理条例に基づく債権放棄

徴収努力を尽くしたにもかかわらず徴収の見込みがなくなった債権（下記の債権放棄の事由のいずれかに該当するものに限る。）については、千葉県債権管理条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により、放棄をすることができる。

条例で規定する債権放棄の事由とその考え方は、以下のとおりである。

(1) 「消滅時効が完成したとき（債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）」（第 1 号）

消滅時効が完成した債権については、徴収努力を尽くしたにもかかわらず時効の更新を行うことができなかつたものであり、徴収努力を継続しても徴収の見込みがなくなつたと考えられる。

なお、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実があると認められた場合、住民監査請求や住民訴訟の対象となり得ることから、債権放棄に当たっては、徴収努力を尽くしたもののみが対象となることに留意する必要がある。

- (2)「債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権（地方自治法第 240 条第 4 項第 1 号及び第 3 号から第 8 号までに掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。」（第 2 号）

債務者が死亡した場合において、相続人がおらず、相続財産から弁済を受ける見込みもないときは、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

なお、相続人の調査、相続人による相続放棄が行われたことの確認、法令上認められた範囲での相続財産の調査を適切に行ったもののみが対象となることに留意する必要がある。

- (3)「法人である債務者について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 216 条第 1 項又は第 217 条第 1 項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。」（第 3 号）

法人である債務者について破産手続廃止の決定が確定しているときは、当該債務者に財産がないことは明らかであることから、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

- (4)「破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。」（第 4 号）

債務者が破産法等の規定により免責されたときは、債務者に対して債務の弁済を法的に請求することができないため、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

- (5)「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 5 の規定による措置をとった日から 3 年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。」（第 5 号）

徴収停止の措置をとった日から 3 年を経過した後において、なお、徴収停止の事由が継続しているときは、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

2 地方自治法に基づく債権放棄

徴収の見込みがなくなった債権については、法第 96 条第 1 項（第 10 号）の規定により、議会の議決を経て放棄をすることができる。

条例で定める債権放棄の事由に該当する場合には、条例に基づき債権放棄を行うことになるが、条例で定める事由以外の事由で債権放棄を行うことが妨げられるものではない。

3 債権放棄の運用にあたっての留意事項

(1) 債務者への通知

債権放棄は、その意思表示（通知）が相手方に到達した時から効力が生ずる（民法第 97 条第 1 項）とされていることから、債務者への通知が必要と考えられる。

(2) 不納欠損処理

債権放棄をした場合は、財務規則第 51 条の規定により、不納欠損処理を行う必要がある。

第3 包括外部監査の結果

I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）

令和6年度包括外部監査における監査結果は以下のとおりであるが、サンプル対象ごとの監査結果から、指摘事項又は意見の対象となった担当所属順に並べ替えている。
 なお、抽出したサンプルのうち、発見事項がなかったものについては省略している。

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
総務課	2	母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	意見 1	②違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）
総務課	6	自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分	意見 1	①遅延損害金について（ア、意見）
総務課	8	保健師等修学資金貸付金返納	意見 1	①延滞利子の調定について（意見）
総務課	9	千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	意見 1	①遅延損害金等について（#1～11、#32～39 意見）
総務課	10	農業改良資金（違約金）	意見 1	①債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について（ア、意見）
総務課	11	林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	意見 1	①遅延損害金について（ア、意見）
総務課	13	就農支援資金（貸付金の償還金）	意見 1	①遅延損害金について（ア・イ、意見）
総務課	14	平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	意見 1	①延滞金の通知について（ア、意見）
総務課	18	船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	意見 1	①遅延損害金の請求について（ア・イ・ウ・エ、意見）
山武健康福祉センター 長生健康福祉センター	1	生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	指摘 1	①証憑の保管について（イ・エ・オ、指摘）
健康福祉指導課	1	生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	意見 1	②担当者間の連携について（ウ、意見）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
児童家庭課	2	母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	意見 2	①分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見） ③違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）
児童家庭課	3	児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金	意見 4	①滞納処分の執行停止について（意見） ②滞納処分（強制執行）について（意見） ③分割納付の受入体制について（意見） ④負担金の算定方法及び算定基準について（意見）
児童家庭課	4	児童扶養手当返還金	指摘 1 意見 2	①調定減額について（指摘） ②債務承認について（意見） ③児童扶養手当返還金の調定期間について（意見）
児童家庭課	5	東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金	意見 2	①訴訟費用の未請求について（意見） ②債権回収に向けた手続の進捗について（意見）
障害福祉事業課 児童家庭課	7	児童措置費負担金	意見 2	①児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見） ③児童措置費負担金の支払手段について（意見）
中央児童相談所 市川児童相談所 柏児童相談所	7	児童措置費負担金	意見 1	②滞納整理の手続について（ア～オ、意見）
医療整備課	8	保健師等修学資金貸付金返納	指摘 1 意見 1	②辞退による貸付決定の取消時の手続について（指摘） ③未納者の連帯保証人に対する措置について（意見）
経済政策課	9	千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	意見 1	②協力金支給時の手続の対応について（#4(G)・#5～7(A)・#8～10(H I J)、意見）
香取農業事務所	10	農業改良資金（違約金）	指摘 1	②連帯保証人に対する催告について（ウ、指摘）
団体指導課 南部林業事務所	11	林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	意見 1	②林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルについて（ア、意見）
香取農業事務所	12	農業改良資金（貸付金の償還金）	意見 1	①財産調査の同意書の取得について（ア、意見）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
団体指導課	12	農業改良資金（貸付金の償還金）	意見 1	②農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新について（意見）
環境農業推進課	14	平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	意見 1	②債権管理コストの見直しについて（ア、意見）
道路整備課	15	訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）	意見 1	①訴訟費用について（意見）
成田土木事務所	16	県道への土砂流入に伴う原因者負担金	意見 2	①分納誓約について（ア、意見） ②滞納処分について（ア、意見）
河川環境課	17	河川法に基づく原因者負担金	意見 1	①早期の滞納処分について（ア・イ、意見）
葛南港湾事務所	18	船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	指摘 2	②法的措置について（ア・イ・ウ・エ、指摘） ③債務者の特定について（エ、指摘）
公園緑地課	19	損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）	指摘 1	①債務名義の取得について（ア・イ・ウ、指摘）
住宅課	20	県営住宅家賃（使用料）	指摘 3 意見 2	①納付誓約書の処理について（ア・エ・オ・カ・キ・ク・コ、指摘） ②法的措置について（ウ・エ・キ・ク・ケ、指摘） ③入居許可を取消した後の納付誓約について（オ、指摘） ④納付誓約の債務名義化について（エ・オ・カ・キ・ク・コ、意見） ⑤保証人に送付する納付書について（共通、意見）
企業局 管理部業務振興課	21	千葉県水道事業給水収益（水道料金）	指摘 1	①分納誓約書について（ア・イ・ウ・エ・セ・ソ、指摘）
企業局	22	調停条項による損害賠償金	意見 1	①債権回収のための手続について（意見）
企業局水道部給水課	23	受益工事収益（原因者負担による修繕収益等）	指摘 4	①記録・文書の整備について（ア・イ、指摘） ②回収事務の管理について（ア・イ、指摘） ③遅延損害金請求・財産調査について（ア・イ、指摘） ④法的措置の検討について（ア・イ、指摘）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
企業局水道部給水課	24	給水申込納付金	意見 1	①中止届の提出勧告について（ア、意見）
企業局水道部給水課	25	雑収益（不正工事に係る 認定水道料金等）	指摘 2	①回収事務の管理について（ア・イ、指摘） ②請求金額の算定誤りについて（イ、指摘）
企業局土地管理部 土地事業調整課	26	幕張新都心地下駐車場の 管理運営に係る納付金	意見 1	①利用料金の取扱いについて（ア、意見）
公安委員会 交通部交通指導課	27	放置違反金	意見 1	①滞納者の管理下でない車両の盗難届について （ア、意見）

各論としての監査結果にて明らかにした指摘事項及び意見の概要は次のようになるが、サンプルごとの順番で並べてある。

また、指摘事項及び意見のうち、県全体の債権管理に関わると思われる事項及び企業局内で対応を要すると思われる事項については、かっこ書きに、指摘事項及び意見の区分と共に、総務課あるいは企業局を記載している。

1 健康福祉部

(1) 山武健康福祉センター、長生健康福祉センター

【生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）】

- ① 債権の発生から現在に至る事実関係の証憑の保存期間を遵守すべき。（指摘）

(2) 健康福祉指導課

【生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）】

- ① 法的措置の適用相談における出先機関と所管課とのコミュニケーションを密にする。（意見）

(3) 児童家庭課

【母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）】

- ① 経済状況調査後に分割納付を決定し、責任者の決裁を得る。（意見）
- ② 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。（意見、総務課）
- ③ 違約金不徴収申立書に支払遅延理由も事前に入力する。（意見）

【児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金】

- ① 生活困窮、死亡、行方不明に分類される債権は時効を待たず滞納処分の執行停止を行う。（意見）
- ② 悪質な事例について、差押え等の法的措置の執行及び公表などにより扶養義務者やその周囲の者の納付意識改革を促すことを検討する。（意見）

- ③ 分割納付を受け付ける際には、可能な限り財産調査を行い、責任者の決裁を得る。(意見)
- ④ 扶養義務者にとって過度な負担金額とならないよう、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の改正を検討する。前提として、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかける。(意見)

【児童扶養手当返還金】

- ① 一括返還から分割返還に変更された場合に、翌年度以降に納期となる返還額分について、減額調定しない。(指摘)
- ② 債務者からの債務の承認は必ず書面で得る。(意見)
- ③ 返還金額及び返還方法が決定し通知書を発送した際には、遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行う。(意見)

【東京高等裁判所平成20年(ネ)第444号損害賠償請求事件に係る求償金】

- ① 判決主文で債務者負担となった訴訟費用額を確定処分し、債務者へ請求する。確定処分が合理的でない場合には徴収停止の決定も検討する。(意見)
- ② 判決が確定したのであれば、現在進めている債権回収に向けた強制執行のための手続を速やかに行う。(意見)

(4) 障害者福祉推進課

【自立支援医療(精神科通院医療)に係る公費負担分】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)

(5) 障害福祉事業課、児童家庭課

【児童措置費負担金】

- ① 児童措置費(民生費)負担金事務マニュアルの更新を適時にする。または、通達や指示についてすべて保存して閲覧できるようにする。(意見)
- ② 収入未済額の減少のため、徴収金の支払方法をより利用しやすくする。(意見)

(6) 中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所

- ① マニュアルとは異なる対応をする際には、所内会議に諮る。特に、財産調査の結果、財産があることが確認された場合は、差押えの手続の実施の可否について十分に会議に諮った上で結論を出す。(意見)

(7) 医療整備課

【保健師等修学資金貸付金返納】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県と

して集計する。(意見、総務課)

- ② 貸付決定の取消しに伴う手続と返還の猶予手続とを混同しないよう、マニュアルの明確化又は周知徹底等の対策をする。(指摘)
- ③ マニュアルの見直しを行う、債権回収に知見のある専門部署や専門家へ適時相談し対応への助言を得る等、実効性を重視した管理体制整備の検討を要望する。(意見)

2 商工労働部

(1) 経済政策課

【千葉県感染拡大防止対策協力金返還金】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 協力金事業の実施にあたり、関係課や受託事業者等と連携を強化し、受託事業者にマニュアル等を適切に理解させ、ダブルチェックなどを実施し、人為的誤謬を防ぐ対応を行う。(意見)

3 農林水産部

(1) 団体指導課

【農業改良資金（違約金）】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 連帯保証人の相続人3名に対して請求する。(指摘)

【林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 債権管理適正化の手引を準用しつつ、業務マニュアルについて、適時、適切に更新する。(意見)

【農業改良資金（貸付金の償還金）】

- ① 延滞が生じた早期のタイミングで可能な限り財産調査の同意書を入手する。(意見)
- ② 債権管理適正化の手引を準用しつつ、業務マニュアルについて、適時、適切に更新する。(意見)

【就農支援資金（貸付金の償還金）】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)

(2) 環境農業推進課

【平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 納付書の発送について、毎月送付するのではなくその費用対効果を鑑みて、四半期に 1 回や年 1 回にする等、管理コストや事務負担を軽減する。(意見)

4 県土整備部

(1) 道路整備課

【訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）】

- ① 必要に応じて「訴訟費用額確定処分」の手続をとり、必要に応じて訴訟費用額を強制執行の対象とする。(意見)

(2) 道路環境課

【県道への土砂流入に伴う原因者負担金】

- ① 債務者から分納誓約を受ける場合には、分割の金額や回数の根拠となる資料関係の資料を徴収して、返済計画の妥当性を判断する。(意見)
- ② 債務者からの任意の返済が難しい状況にあるため、滞納処分を検討する。(意見)

(3) 河川環境課

【河川法に基づく原因者負担金】

- ① 債権発生直後から速やかに財産調査を実施し、速やかに滞納処分に着手できるようにする。(意見)

(4) 港湾課

【船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 債務者に対して、最後に催告書を送付後長期間経過しており、自治令第 171 条の 2 の「相当の期間」は経過していると考えられるので、速やかに法的措置に移行する。(指摘)
- ③ 船舶の所有者である債務者に対し、現在までの使用料相当損害金を調定上で請求し、併せて船舶の撤去を請求する。(指摘)

(5) 公園緑地課

【損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）】

- ① 速やかに器物損壊・盗難を行った3名に対して訴訟提起する。(指摘)

(6) 住宅課

【県営住宅家賃（使用料）】

- ① 債務者から納付誓約書の提出を受けた場合には、履行延期の特約の手続をとった上で、分割弁済に応じる。(指摘)
- ② 納付誓約を履行しない債務者や納付誓約を提出しない債務者に対しても、速やかに入居許可を取り消した上で、法的措置を念頭に速やかに明渡しに向けた手続をとる。(指摘)
- ③ 入居許可取消し後に引き続き県営住宅への居住を認めるのであれば、法的根拠を与えるよう必要な手続をとる。(指摘)
- ④ 債務者から納付誓約書の提出を受け、その後に履行延期の特約の手続をとった場合に、債務者に即決和解の手続の利用や和解条項の内容に事前同意を得た上で、即決和解の手続により債務名義化する。(意見)
- ⑤ 保証人に送付する納付書については、保証人からの支払であることが確認できるような方式に改める。(意見)

5 企業局

(1) 管理部業務振興課

【千葉県水道事業給水収益（水道料金）】

- ① 分納誓約書を受け取る。(指摘)

(2) 水道部浄水課

【調停条項による損害賠償金】

- ① イレギュラーな原因により発生した債権の管理について、債権管理担当課が対応を相談できる体制があることを周知する。(意見、企業局)

(3) 水道部給水課

【受託工事収益（原因者負担による修繕収益等）】

- ① 債権の発生事由、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を適切に整理保存しておく必要がある。(指摘)
- ② 文書のみではなく、積極的に債務者と接触・折衝する手段を講ずるべきである。(指摘)
- ③ 履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求する。また、履行延期の特約等の必要な措置を講ずる。(指摘)
- ④ 督促や催告に応じない債務者には、財産調査を実施の上、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続を視野に入れた検討をする。(指

摘)

【給水申込納付金】

- ① 建築工事が中断し長期間未納となっている給水申込納付金について、事態の進展が望めなければ、申請者に対して中止届の提出を促す。(意見)

【雑収益（不正工事に係る認定水道料金等）】

- ① 相手方に支払を促すと共に、適切な時効管理の観点からも文書や電話等による十分な回収努力を行うべきである。また、個別の回収可能性や督促状況等の記録を保存し、適切な回収事務の執行に努める必要がある。(指摘)
- ② 不正工事に係る事務経費の算定を誤った単価で過少に請求しているため、手続の見直しを行い、誤りが生じないようにダブルチェックの徹底など再発防止体制を構築する。(指摘)

(4) 土地管理部土地事業調整課

【幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金】

- ① 利用料金から支払うべき納付金の滞納が生じないように、納付金の支払方法の見直し等の検討をする。(意見)

6 公安委員会

(1) 交通部交通指導課

【放置違反金】

- ① 滞納者の管理下に自動車がないなら、盗難届を提出し違反の追加を止める提案を、当事者にする。(意見)

II 監査の総括的意見

1 監査において確認されたリスクについて

(1) 膨大な債権回収事務や、許可等の相手方の事業の健全性評価

令和6年度に選定した特定の事件は、「公債権及び私債権としての収入未済(未収金)の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について」であり、県の財政基盤を確かなものとする重要な事務手続である。

しかしながら、債権の回収事務手続は、債務者の財務状況によっては、非常に時間のかかる、また、それに係る経費も要するという点から、長年懸案とされてきたものである。これに対し、県としても、次のような文書を公表しているところである。

- ・「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」(平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議)
- ・「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について(通知)」(平成28年10月14日総務部長)

- ・「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について（通知）」（令和5年6月28日総務部長）

これらを踏まえ、県としての現在の検討結果を示したものが、「千葉県債権管理条例」であると理解している。

すなわち、この債権管理条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、条例施行後は、同条例第9条第1項各号の条件に合致する場合には、「知事等」が「債権を放棄することができる」とし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

ただ、この条例が施行されてから日も浅いことから、債権放棄の要件を満たすものの債権放棄の検討に着手しておらず、わずかな額を回収するために、あるいは、明らかに返済能力がないことがわかっている債務者に対しても、回収のための事務手続を継続している状況が散見された。また、回収事務手続の弁護士法人への委託については、回収事務手続の集約・効率化が可能であることを示すものと思われるが、委託による回収の期待性は債権の性質により異なり、費用対効果の問題もあるため大きくは広がっていない印象である。滞留債権への対応事務は、膨大な債権回収事務の一部であり、神経を使わざるを得ないものである。しかし、一部の所属ではその業務量から、債権所管課において専任の職員はいないため、本来業務に対応しつつ滞留債権管理に対応することは負担が大きいものと思われた。一部の都道府県においては、各担当課の債権管理業務の一部を専門部署で実施している例もあるとのことであり、各所管課が滞留債権管理に費やしている時間を、それ以外の業務に使うことを可能とするため、債権管理業務に関する各所管課への支援のあり方について、さらなる調査研究を行う余地があるのではないかと思われた。

また、補助金や指定管理等において、契約後間もなく、契約違反が発覚したり、実質的に事業継続不能状態に陥ったりしたケースもあったことから、許可や契約締結時における相手方の事業の健全性の評価が不足していたのではないかと危惧された。

（2）財務書類の作成

平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。この通知では、平成30年3月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複

式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第142条第3項において、その対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

また、同マニュアルに基づき、未収金や長期延滞債権について、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しているが、回収できる可能性が低い債権を健全な債権と同じ評価とする事例などが見受けられ、このことは、未収債権の徴収体制の強化や、全庁的な債権管理体制の検討に影響を及ぼす懸念があることから、回収可能性の検討に当たっては、より実態を反映するべきものとする。

2 リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について

(1) 規程やガイドライン等の周知と理解の徹底、及びそれに準拠した事務処理

行政機関における事務処理の手続は、年々多様化、複雑化していることから、債権管理を効率的に行うという観点からすると、簡略化できる手続は簡略化し、事務の煩雑さを軽減するという取組自体は有効であるとする。しかし、その際には、事務手続について定めている規程やガイドライン等の本来の目的や趣旨を再度確認した上で、効率的かつ適切な債権管理を行っていくことが求められる。

県の債権管理業務については、全庁的なガイドラインとして総務課において債権管理適正化の手引が定められており、各債権所管課において、債権管理適正化の手引を踏まえ、それぞれの債権の性質に応じた業務マニュアルを整備し、各債権所管課や出先機関において債権管理業務に当たっている。

各債権所管課や出先機関において、規程や手引、業務マニュアルの目的や趣旨を確認の上、それに沿った運用をすることで、滞留状況などを把握した後の対策を迅速に行うことが可能となり、回収可能性を高めることになると考える。

さらに、補助金や指定管理等における、申請者の評価を行う際においても、補助金採択基準や指定管理者選定基準などにおいて評価ポイントが明確になることで、その後の滞留する事態を減らすことにもつながると考える。

もちろん、債権回収事務手続を終了するための手続、つまり債権放棄を簡素化した債権管理条例第9条に対して、個々の事案を、具体的にどう適用するかについても、条例の目的や趣旨に沿って適切に運用することで、回収額に見合わない事務処理を削減することにもつながると考える。

(2) 財務書類の作成

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」による財務書類の作成の要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性

を確保するために行われたもので、これにより、地方公共団体は発生主義・複式簿記による会計処理を実施し、より明確な財務状態の確認が可能となることが期待されてのことであり、事案ごとに事情が異なるため、回収可能性の判断の具体的な基準や計算方法を定めることは非常に難しいと考えられるが、庁内の計上事例やその理由などを共有することを検討すべきであると考え。

3 問題の根本原因と改善方向について

指摘事項や意見が生じた根本原因としては、以下の要因があると考え。つまり、債権が滞留する原因が債権の発生原因ごとに異なっており、債権の回収方法も異なることから、実施すべき事務手続は、規程や要綱などの規定類で定めることができても、具体的に債権を回収するために、相手方とどのようなコミュニケーションを取るかについては、各所管課、出先機関ごとに、前任者から蓄積してきたものに頼らざるを得なかったことだと思われる。したがって、過去からの慣例をなぞる方法となるため、滞留債権を生じさせない方法や、生じた場合にどのような時期にどのような対策を施したらよいかを考えることがなくなってしまうのではないかと考える。

最近では、弁護士法人への委託や、法的対応に進むための相談窓口を設けることで、各所管課の担当者が、慣例にない回収方法に接する機会も増えてきていると考えだが、依然、情報交換による最善の回収方法の共有は進んでいないのではないかと考える。

債権管理に係る相談窓口となっている総務課をハブとして、債権管理適正化の手引などにより各所管課に共通する有益な情報を共有するとともに、個別の事案に対してはより積極的に各所管課の債権管理に関する課題を把握し、事例に応じた指導・助言を行っていくことで改善が進むのではないかと考える。

Ⅲ 各論としての監査結果

1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）

(1) 概要

① サンプル抽出方法

「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称「生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）」に係る収入未済案件の情報を入手した。当該収入未済案件については、以下の6健康福祉センターごとにファイルが作成されていた。項目も各健康福祉センターで独自のものであったため、識別子と収入未済額の情報を抽出し、滞留年数が長期化している上位5件をサンプルとした。

- ・印旛健康福祉センター
- ・香取健康福祉センター
- ・山武健康福祉センター
- ・長生健康福祉センター
- ・夷隅健康福祉センター
- ・安房健康福祉センター

なお、生活保護費弁償金の根拠は生活保護法であり、その根拠条文等により以下の通り、強制徴収公債権か、非強制徴収公債権に分かれる。

- ・生活保護法第63条のうち第77条の2が適用されるもの：強制徴収公債権
- ・生活保護法第78条が適用されるもの：強制徴収公債権、非強制徴収債権

※ 生活保護法第78条は平成26年7月の法改正により、平成26年7月1日以後に支弁した費用は強制徴収公債権となり、それより前に支弁した費用は非強制徴収公債権となる。

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴

取することができる。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下この項において「指定医療機関等」という。)があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

出典：生活保護法

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ	エ	オ
管轄健康福祉センター	印旛	山武	印旛	長生	長生
債権の種類	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権
債権発生原因	生活保護法第78条	生活保護法第78条	生活保護法第63条	生活保護法第63条	生活保護法第63条
主債務者	世帯主	世帯主及び妻	世帯主	世帯主	世帯主
連帯債務者、保証人、連帯保証人					妻が後見人
債権総額	3,753,812円	381,124円	1,117,210円	2,725,788円	2,195,168円
収入未済額	2,291,684円	92,124円	916,210円	1,090,000円	695,168円

消滅時効 起算日			平成27年9月 10日		
相続 (相続放棄)	平成21年3月、世帯主死亡。妻が相続。	平成26年2月22日に妻死亡。平成26年3月16日世帯主死亡。相続人不明。	平成27年10月23日死亡 (相続人全員相続放棄)		

ア 収入未済額：2,291,684円

平成4年5月13日より、世帯主の疾病により収入がなくなったとして、生活保護を開始した。その後、平成7年及び8年の市町村の課税台帳の収入額と収入申告書に相違があり、就労による収入があったことが発覚した。具体的には、平成8年5月から平成9年12月までの間に、収入があるにもかかわらず、収入申告書に記載せず、生活保護費3,753,812円を不正に受給していた。

平成8年7月以降の県担当者との面接では、世帯主は5月以降体調不良により働いていないと申告し、妻も同様に申し立てていたことから、平成8年7月以降は両名とも積極的に虚偽の事実を申告していたと確認し、生活保護法第78条を適用し、費用徴収することを決定した。

生活保護法第78条の適用に併せ、罰則規定である生活保護法第85条及び刑法第246条の適用を検討したが、司法当局への告発が必要であること、同世帯に高校進学を控えた子がいることから適用しないこととした。

(罰則)

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

出典：生活保護法

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

出典：刑法

平成 11 年 6 月から月額 3,000 円の分割納付を開始し、その後、平成 13 年 4 月から月額 10,000 円の分割納付に変更となった。

平成 21 年 3 月には世帯主が死亡したが、平成 21 年 9 月に 360,128 円の納付があった。また、平成 21 年 12 月から妻が月額 3,000 円の分割納付をしていた。

平成 24 年 8 月 22 日には生活保護廃止となった。

イ 収入未済額：92,124 円

平成 9 年 10 月 13 日から生活保護法による保護を受給していたが、平成 19 年所得状況調査の結果、世帯主に年金収入 80,750 円の不申告、妻に給与収入 300,374 円の過少申告及び不申告があることが判明した（当時、証憑を入手したが、現在保存されていない。）。

平成 20 年 10 月 6 日に事情聴取したところ、正当な理由もなく不申告及び過少申告したことを認め、同年 11 月 14 日付けで適正な収入申告書を受理したことから、生活保護法第 78 条の不正受給に該当することが判明した。

①平成 20 年 12 月 1 日付で、世帯主から、上記不正受給額を全 13 回（偶数月に 40,000 円、奇数月に 20,000 円（最終奇数月は 21,124 円））に分割して返済するとの誓約書を受理した。

その後、平成 20 年 1 月から 3 月にかけて計 80,000 円を返済後、②平成 21 年 4 月 1 日に返済計画見直し（全 15 回、毎月 20,000 円）、5 回返済後、③平成 21 年 11 月 27 日に再度返済計画見直し（全 40 回、毎月 5,000 円）、17 回返済後、④平成 25 年 2 月 20 日に再々度返済計画見直し（全 58 回、毎月 2,000 円）がされたが、④の 13 回目以降返済がなされず、平成 26 年 2 月 22 日に妻死亡、平成 26 年 3 月 16 日世帯主死亡、相続人不明で 92,124 円が未済状態となった。

ウ 収入未済額：916,210 円

平成 20 年 5 月 9 日より生活保護法による保護を受給していたが、保護開始時点で県が保有を容認していなかった農地について、売買契約書を同年 7 月 9 日に交わし、1,600,000 円の収入を得ていたことが、同年 12 月 26 日提出の収入申告において発覚した。当該資産は生活保護開始時点で保有容認できない資産であることから生活保護法第 63 条により返還義務が生じた。

返還対象額は、平成 20 年 5 月 9 日から同年 12 月 31 日までの生活扶助 235,191 円、医療扶助 1,039,190 円、合計 1,274,381 円である。また、収入額は 1,600,000 円で、控除額は、売却必要経費 147,790 円、自立厚生費（風呂釜修理、水道設備修理等）335,000 円、合計 482,790 円であり、収入認定額は収入額から控除額を差し引いた 1,117,210 円となり、返還対象額 > 収入認定額 であることから返還額は、収入認定額である 1,117,210 円となった。

平成 21 年 3 月 18 日に生活保護法第 63 条による費用返還決定、同年 3 月 23 日に返還額全額について調定伝票を起票し、同年 7 月（決裁日不明）月額 3,000 円の分納誓約書を受理した。平成 27 年 10 月 23 日世帯主死亡、同年 10 月 26 日保護廃止となったこの時点での収入未済額は 916,210 円となった。

法定相続人は長男、次男、長女の 3 名で、平成 27 年 12 月 10 日に、裁判所が長男、長女の相続放棄の申請を受理し、平成 28 年 7 月 4 日には、次男の相続放棄の申請を受理した。

しかしながら、次男からの入手文書が引き継がれず、平成 29 年 4 月 1 日以降、次男の相続意向不明として納付書を送付せず、収入未済繰越を継続していたところ、令和 2 年 6 月 10 日に当該文書を発見し、全ての法定相続人が相続放棄していたことが判明した。これにより、債権の行使対象が存在しないこととなり、債権放棄すべきケースとなったが、遺留資産が存在し、令和 3 年 6 月 4 日に健康福祉センターから行政改革推進課（現、総務課）に対し、当該遺留資産について財産処分を申し立てる利益があるか相談した。行政改革推進課（現、総務課）からは、弁護士相談が必要であり、法律相談の支援は政策法務課が行っている、この案件を伝えるので連絡を待つように、との回答を得た。

しかしながら、政策法務課から連絡はあったものの、その後、進展がなく、令和 4 年 9 月 28 日に健康福祉センターから、健康福祉指導課に問合せを行っているが、その後の進展がない状態である。

なお、世帯主が支払できなかった最後の納付書の日である平成 27 年 9 月 10 日が時効の起算日となっているが、民法第 160 条により、時効は進行しない。

（相続財産に関する時効の完成猶予）

第一百六十条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

出典：民法

エ 収入未済額：1,090,000 円

平成 21 年 11 月の課税調査で次男に就労収入があることが発覚した。次男本人は不在で面接できない状況が続き、平成 22 年 11 月の課税調査で次男が継続的に就労していることが判明した。

平成 22 年 12 月 1 日に世帯主から事情聴取し、①収入申告の必要性は承知していた、②次男の就労の実態はわからない、③返済はできる範囲とする、ことを確認した。

就労していたのは次男であること、世帯主が就労の有無を確認しようとしたが次男が拒否し把握できなかったことから、故意に申告しなかったとは考えられず、生活保護法第 78 条ではなく第 63 条の規定を適用した。

平成 20 年 1 月から平成 22 年 12 月までの保護に要した費用は 7,697,929 円、収入額は 4,216,869 円、控除額は必要経費、基礎控除、未成年者控除、新規就労控除、特別控除の合計額 1,491,081 円、収入認定額は収入額から控除額を差し引いた 2,725,788 円となり、返還対象額 > 収入認定額 であることから返還額は、収入認定額である 2,725,788 円となった。

返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成 23 年 1 月 18 日に発出した。

平成 23 年 1 月 18 日付で、初回（平成 23 年 2 月）15,788 円、以降月額 10,000 円の全 272 回にわたる分納の返済誓約書を受領した。

その後、支払は滞ることなく継続したが、令和 6 年 8 月 23 日に健康福祉センターに連絡なく、管外に転居したことにより生活保護廃止となったため、公金振替返済ができなくなり、令和 6 年 9 月から納付書による返済に変更した。この債権は平成 30 年 10 月 1 日以前に支弁した費用であるため、非強制徴収公債権に該当し履行延期の特約が維持される。

オ 収入未済額：695,168 円

平成 24 年 12 月 11 日の世帯訪問時に、カードローンの過払金を受領したもののほとんど借金の返済に充ててしまい、手元には 200,000 円ほどしか残っていないことが発覚した。世帯主在住の市町村から平成 25 年 1 月 10 日付で過払返還金関係書類を受領したことにより、返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成 25 年 2 月 4 日に発出した。

平成 24 年 2 月から平成 25 年 1 月までの保護に要した費用は 2,858,794 円、収入額は 3,355,377 円、控除額は必要経費 1,160,209 円、収入認定額は収入額から控除額を差し引いた 2,195,168 円となり、返還対象額 > 収入認定額 であることから返還額は、収入認定額である 2,195,168 円となった。

世帯主は、平成 23 年 11 月 25 日に裁判所より、妻を後見人とする審判を得ているため、妻が月額 10,000 円の分割納付を申請した。この分割納付に係る誓約書が保存されていないものの、継続して納付されており、令和 6 年 8 月 20 日現在の収入未済額は 695,168 円となっている。

(2) 手続

健康福祉部健康福祉指導課の担当者及びサンプル抽出した印旛、山武、長生の 3 健康福祉センターの担当者から、サンプル案件の状況説明を受けるとともに、生活保護法の適用判断の資料、納付書発行、入金状況の管理資料、ケース記録票などの資料を閲覧した。

上記情報を基に、各サンプルの未収金の発生、回収、滞納の経緯を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 証憑の保管について（イ・エ・オ、指摘）

【現状・問題点】

イ：平成9年10月13日から生活保護法による保護を受給していたが、平成19年所得状況調査の結果、世帯主に年金収入80,750円の不申告、妻に給与収入300,374円の過少申告及び不申告があることが判明した。しかしながら、判明してから17年近く経っているためか、収入のあったことを裏付ける証憑が保存されていない。

エ：平成21年11月の課税調査で次男に就労収入があることが発覚。本人は不在で面接できない状況が続き、平成22年11月の課税調査で次男が継続的に就労していることが判明し、返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成23年1月18日に発出した。その後、支払は滞ることなく継続したが、令和6年8月23日に健康福祉センターに連絡なく、管外に転居したことにより生活保護廃止となったため、公金振替返済ができなくなり、令和6年9月から納付書による返済に変更した。しかしながら、以上の経緯について顛末を記録したケース記録票等が保存されていない。

オ：返還対象額が確定したため、「費用返還決定通知書」を平成25年2月4日に発出したが、世帯主は、平成23年11月25日に裁判所より、妻を後見人とする審判を得ているため、妻が月額10,000円の分割納付を申請し、継続して納付されており、令和6年8月20日現在の収入未済額は695,168円となっている。しかしながら、上記妻の分納誓約書が保存されておらず、「納付書発行及び入金状況」が平成27年2月2日以降のものしかないため、当初からこの時点までの入金状況を確認することができない。

(行政文書の保存期間)

第十条 行政文書の保存期間は、別表に定める基準に従い、三十年、十年、五年、三年、二年及び一年の種別によるものとし、保存期間の起算日は、別に定めるもののほか、当該行政文書による事務の処理が終わった日の属する年度の翌年度の四月一日とする。

2 収入又は支出の証拠書類であつて、その収入又は支出の原因となった契約その他の行為に係る債権の時効期間が別表に定める保存期間の年数を超えるものの保存期間は、前項の規定にかかわらず、時効期間とする。

3 前項に規定するもののほか、文書管理責任者は、第一項の保存期間と異なる種別を新たに設ける場合は、政策法務課長に協議するものとする。

(行政文書の管理)

第十一条 文書管理責任者は、所掌事務に係る行政文書の管理を的確に行うため、行政文書（図画及び電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものを除く。）である行政文書にあっては、保存期間の種別が十年以上のものに限る。）について、次の各号に掲げる事項を総合文書管理システムに登録しなければならない。

- 一 行政文書の件名
 - 二 事務処理の年月日
 - 三 保存期間の種別及び文書分類番号（当該行政文書が属する行政文書分類を識別するために付された番号をいう。）
 - 四 前各号に掲げるもののほか、政策法務課長が別に定める事項
- 2 総務部審査情報課長（以下「審査情報課長」という。）は、前項の規定により登録された同項第一号及び第三号に掲げる事項、事務処理の終了年月日その他審査情報課長が別に定める事項を出力装置の映像面に表示したものを、審査情報課において、一般の閲覧に供するものとする。

(行政文書の整理及び簿冊等の保存期間等)

第十一条の二 文書管理責任者は、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊等」という。）に整理しなければならない。

- 2 簿冊等の保存期間及びその起算日は、当該簿冊等に整理された行政文書の保存期間及びその起算日とする。

(簿冊等の保存及び保存期間の延長)

第十二条 行政文書は、それ以外の物と明確に区別して、専用の場所において適切に保存するものとする。この場合において、文書管理責任者は、保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の行政文書の種別（文書、図画又は電磁的記録の別をいう。）の行政文書を作成するものとする。

- 2 常時使用する必要がある簿冊等及び保存期間の種別が一年の簿冊等は、文書管理責任者が保存するものとする。
- 3 保存期間の種別が二年以上の簿冊等（常時使用する必要がある簿冊等を除く。）は、本庁にあっては政策法務課長が引き継いで保存し、出先機関にあっては文書管理責任者が保存するものとする。
- 4 文書管理責任者は、次の各号に掲げる行政文書を含む簿冊等については、保存期間が満了したときであっても、当該各号に掲げる期間が経過するまでの間、当該簿冊等の保存期間を延長しなければならない。
 - 一 千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）に基づく開示請求があったもの
同条例第十三条第一項に規定する開示決定等の決定の日が属する年度の翌年度の四月一日から起算して一年間

- 二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったもの 同法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第二百二条第一項に規定する決定の日が属する年度の翌年度の四月一日から起算して一年間
- 5 文書管理責任者は、保存期間の満了した簿冊等について、職務の遂行上必要があると認めるときは、第十条第一項の種別による期間を定め、当該保存期間を延長することができる。
- 6 文書管理責任者は、前二項の規定による簿冊等の保存期間の延長を行うときは、政策法務課長に届け出た上で、総合文書管理システムに登録しなければならない。
- 7 第四項又は第五項の規定による簿冊等の保存期間の延長が行われた場合における当該簿冊等に整理された行政文書の保存期間は、当該延長が行われた後の簿冊等の保存期間とする。

（簿冊等に係る措置）

第十三条 文書管理責任者は、簿冊等について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、千葉県文書館（以下「文書館」という。）の長（以下「文書館長」という。）が別に定める基準を踏まえ、歴史的な資料として重要なものに該当するものにあつては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

- 2 文書管理責任者又は政策法務課長は、保存期間が満了した簿冊等について、前項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 3 文書管理責任者は、前項の規定により、簿冊等に移管し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、文書館長に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 文書管理責任者は、第二項の規定により文書館に移管する簿冊等について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 5 簿冊等を廃棄する場合においては、秘密を要するものについては焼却、裁断、消去又は溶解をするものとし、印影、紋章等他に流用されるおそれのあるものについてはこれを塗抹又は裁断により他に流用できないようにしなければならない。
- 6 文書管理責任者は、特別の理由により、簿冊等又はこれに整理された行政文書の一部を保存期間が満了する前に廃棄しようとするときは、あらかじめ、文書館長に協議し、その同意を得なければならない。
- 7 内容が軽微で保存する必要のない行政文書は、当該行政文書による事務の処理が終わった後廃棄するものとする。
- 8 第五項の規定は、前項の規定による廃棄をする場合について準用する。

出典：文書管理規則

（行政文書の編冊等）

第四十三条 職員は、担当事務に係る行政文書による事務の処理が終わったときは、速やかに当該行政文書を簿冊、専用の箱又はフォルダに編冊し、又は収納しなければならない。この場合において、簿冊には、総合文書管理システムにより出力された背表紙票（別記第十二号様式）を貼り

付けなければならない。

- 2 管理規則第十条第一項の別に定める起算日は、行政文書による事務の処理が終わった日の翌日
その他の行政文書の適切な管理に資すると文書管理責任者が認めた日とする。
- 3 簿冊等は、管理規則第十一条の二第一項の規定によりその簿冊等に整理された行政文書の属する会計年度又は暦年ごとに区分するものとする。ただし、事務が数年次にわたるときその他二以上の会計年度又は暦年にわたり整理する必要があるときは、この限りでない。
- 4 四月一日から五月三十一日までの間において施行する文書で前会計年度に属する歳入又は歳出に係るものにあつては、前項の規定にかかわらず、前会計年度に区分するものとする。この場合において、当該文書を施行するために収受し、又は作成した行政文書に係る簿冊等への整理は、前会計年度において完了したものとみなす。

(行政文書件名一覧)

第四十四条 文書主任は、簿冊及び専用の箱に、行政文書件名一覧（別記第十三号様式）を付すものとする。

(本庁における簿冊等の引継ぎ)

第四十五条 管理規則第十二条第三項に規定する政策法務課長への簿冊等の引継ぎは、簿冊等への整理を完了した後において政策法務課長が指定する時期に行うものとする。

(保存期間の変更)

第四十六条 文書管理責任者は、簿冊等に整理された行政文書の保存期間の種別を変更したため、当該簿冊等で保存することができなくなつたときは、文書主任に当該行政文書を別に整理させるとともに、総合文書管理システムに記録された事項について、政策法務課長が別に定めるところにより、所要の調整を行わせるものとする。

- 2 文書管理責任者は、簿冊等の保存期間の種別又は名称を変更したときは、文書主任に、当該簿冊等に係る総合文書管理システムに記録された事項について、所要の調整を行わせるものとする。

(保存簿冊等の閲覧及び借覧)

第四十七条 主務課において保存する簿冊等を閲覧し、又は借覧しようとするときは、当該主務課の文書主任の指示に従わなければならない。

- 2 政策法務課長が保存する簿冊等を閲覧し、又は借覧しようとするときは、政策法務課長が別に定めるところにより、これを行うものとする。
- 3 前項の規定による借覧の期間は、二週間以内とする。ただし、長期間の借覧を必要とする場合において政策法務課長の承認を受けたときは、この限りでない。

(簿冊等に係る措置)

第四十八条 管理規則第十三条第一項の規定による措置の定めに係る事務の処理は、政策法務課長又は文書館長が別に定めるところにより行うものとする。

2 文書管理責任者又は政策法務課長は、政策法務課長又は文書館長が別に定めるところにより、管理規則第十三条第二項の規定による簿冊等の移管又は廃棄をしなければならない。

3 文書管理責任者は、管理規則第十三条第二項の規定により簿冊等を廃棄したときは、当該簿冊等を廃棄した旨の記録を行うものとする。

4 管理規則第十三条第三項の規定による協議に係る事務の処理は、政策法務課長又は文書館長が別に定めるところにより行うものとする。

5 管理規則第十三条第六項の規定による協議の内容が記録された行政文書は、総務部長が別に定める期間保存しなければならない。

第八章 雑則

(特別処理の承認)

第四十九条 政策法務課長は、災害その他特別な理由によりこの訓令の規定によることが不適當であると認めるときは、知事の承認を得て特別な処理をすることができる。

2 政策法務課長は、前項の承認を得た場合には、直ちに関係課長及び所長にその旨を通知しなければならない。

(出先機関における例外処理)

第五十条 所長は、この訓令の規定によることが不適當と認めるときは、政策法務課長と協議してその手続を省略し、又は他の手続により処理させることができる。

(附属機関の文書等)

第五十一条 附属機関（組織規程第六条に規定する附属機関をいう。以下同じ。）及び附属機関の部会の文書等は、当該附属機関又は当該部会の庶務を処理する機関の文書等として取り扱うものとする。この場合において、施行する文書に付す文書記号は、当該附属機関又は当該部会の庶務を処理する機関の文書記号とする。

(補則)

第五十二条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

出典：文書規程

【結果（指摘）：山武健康福祉センター、長生健康福祉センター】

各段階での事務手続の妥当性を裏付ける証憑については、文書管理規則、文書規程等を参照し、当初からの収入未済状態が解消されるまでの顛末を把握できる

情報及び証拠書類等を適切に取捨選択し、保存されたい。

② 担当者間の連携について（ウ、意見）

【現状・問題点】

相続人の一人からの入手した相続放棄の文書が担当者間で引き継がれず、平成29年4月1日以降、当該人の相続意向不明として納付書を送付せず、収入未済繰越を継続していたところ、令和2年6月10日に当該文書を発見し、全ての法定相続人が相続放棄していたことが判明した。これにより、債権の行使対象が存在しないこととなり、債権放棄すべきケースとなったが、遺留資産が存在し、令和3年6月4日にセンターから行政改革推進課（現、総務課）に対し、当該遺留資産について財産処分を申し立てる利益があるか相談した。行政改革推進課（現、総務課）からは、弁護士相談が必要であり、法律相談の支援は政策法務課が行っている、この案件を伝えるので連絡を待つように、との回答を得た。

しかしながら、政策法務課から連絡はあったものの、その後、進展がなく、令和4年9月28日にセンターから、健康福祉指導課に問合せを行っているが、その後の進展がない状態である。

健康福祉指導課の担当者に確認したところ、前任者から引継ぎはしているが時間的理由により進めていないとのことであった。

【結果（意見）：健康福祉指導課】

現場の担当者からの問合せについて、適時に進捗状況を伝えるよう要望する。

2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）

（1）概要

① 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の内容について

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉法に基づき、県が資金（生活費や子どもの学費、事業を開始継続する資金など）を無利子又は低利子で貸付ける制度である。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度においては、借受人の資金用途に応じて12種類の貸付金が設けられており、それぞれについて、限度額、利率、償還期間が定められている。母子父子寡婦福祉資金の種類と主な内容は次のとおりである。

【母子父子寡婦福祉資金の種類と主な内容 ※1】

貸付の種類	対象	限度額 (主なもの)	利子※2	償還期間
事業開始資金	新たに事業を開始する際に必要な経費	3,260,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から 7年以内
事業継続資金	現在行っている事業を継続、拡張するために必要な資金	1,630,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から 7年以内
修学資金	扶養する子の就学に必要な資金 (授業料、通学費等)	公立高校の場合 月額27,000円	無利子	公立高校の場合 卒業6か月後から 貸付期間の 3倍以内
技能習得資金	母(父)の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	年1.0% 又は無利子	修了1年後から 20年以内
修業資金	扶養する子の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	無利子	修了1年後から 20年以内
就職支度資金	母(父)及び扶養する児童の就職に際し必要な経費	105,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から 6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な経費	医療の場合 340,000円	年1.0% 又は無利子	医療の場合 治療6か月後から 5年以内
生活資金	知識技能習得や医療・介護を受けている等の理由により一定期間の生活を維持するのに必要な経費	医療介護中の場合 月額108,000円	年1.0% 又は無利子	医療介護中の場合 治療・介護6か月後 から5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改修等に必要な経費	補修の場合 1,500,000円	年1.0% 又は無利子	補修の場合 貸付6か月後から 6年以内
転宅資金	転宅の際に必要な経費	260,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から 3年以内
就学支度資金	扶養する子の入学に際し必要な経費(入学金、制服代等)	公立高校の場合 150,000円	無利子	修学資金に同じ
結婚資金	扶養する子の婚姻に際し必要な経費	310,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から 5年以内

※1 令和5年4月時点

※2 利子が「年1.0%又は無利子」の資金は、連帯保証人がいない場合は年1.0%、連帯保証人がいる場合は無利子となる。

② 未収債権に関する基本情報

母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する未収債権は次の7つがある。

- ア 母子福祉資金貸付金（元金）
- イ 母子福祉資金貸付金（利子）
- ウ 寡婦福祉資金貸付金（元金）
- エ 寡婦福祉資金貸付金（利子）
- オ 父子福祉資金貸付金（元金）
- カ 父子福祉資金貸付金（利子）
- キ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（違約金）

ア～カについては、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、資金の借用書において定めた償還期間の償還金（元金及び利子）を調定することにより発生する債権である。また、キについては、償還の遅延があった場合に発生する遅延損害金であり、償還が遅延していた償還金の納入が完了し違約金の金額が確定した時点で調定が行われることにより発生する債権である。

債権名称	母子福祉資金貸付金（元金） 母子福祉資金貸付金（利子） 寡婦福祉資金貸付金（元金） 寡婦福祉資金貸付金（利子） 父子福祉資金貸付金（元金） 父子福祉資金貸付金（利子）	母子父子寡婦福祉資金貸付金（違約金）
債権の種類	私債権	私債権
根拠法令	母子父子寡婦福祉法第13条	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条
調定額	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	
収入未済額（令和6年5月31日現在）	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	

③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

ア 母子福祉資金貸付金（元金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	16,446	198,574,128	1,348	11,675,396	1,311	9,860,833	1,345	10,340,653	1,529	11,372,768	14,767	156,453,595	36,746	398,277,373
収入済額 ②	2,735	15,693,816	162	1,233,830	96	576,857	136	550,441	241	1,865,108	13,358	146,155,325	16,728	166,075,377
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	13,711	182,880,312	1,186	10,441,566	1,215	9,283,976	1,209	9,790,212	1,288	9,507,660	1,409	10,298,270	20,018	232,201,996

出典：児童家庭課提出資料

イ 母子福祉資金貸付金（利子）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	1,205	1,209,528	65	53,112	53	42,971	46	38,476	61	40,782	300	136,815	1,730	1,521,684
収入済額 ②	65	29,055	3	3,489	0	0	0	0	4	421	208	90,149	280	123,114
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	1,140	1,180,473	62	49,623	53	42,971	46	38,476	57	40,361	92	46,666	1,450	1,398,570

出典：児童家庭課提出資料

ウ 寡婦福祉資金貸付金（元金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	393	9,476,873	0	0	0	0	0	0	1	13,500	303	4,373,154	697	13,863,527
収入済額 ②	47	309,529	0	0	0	0	0	0	1	13,500	298	4,306,313	346	4,629,342
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	346	9,167,344	0	0	0	0	0	0	0	0	5	66,841	351	9,234,185

出典：児童家庭課提出資料

エ 寡婦福祉資金貸付金（利子）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	87	133,737	0	0	0	0	0	0	0	0	24	65,070	111	198,807
収入済額 ②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	65,070	24	65,070
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	87	133,737	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	133,737

出典：児童家庭課提出資料

オ 父子福祉資金貸付金（元金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	3	40,500	288	3,676,206	291	3,716,706
収入済額 ②	0	0	0	0	0	0	0	0	3	40,500	288	3,676,206	291	3,716,706
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：児童家庭課提出資料

カ 父子福祉資金貸付金（利子）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入済額 ②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調定減額等 ③														0
不納欠損額 ④														0
収入未済額 =①-②-③-④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：児童家庭課提出資料

キ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（違約金）

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	1,983	11,965,540	467	3,464,000	616	4,658,500	568	3,773,300	842	8,004,700	973	9,041,900	5,449	40,907,940
収入済額 ②	123	405,674	21	130,400	65	295,100	108	183,000	13	61,100	129	263,600	459	1,338,874
調定減額等 ③	63	466,126	4	37,500	12	88,700	47	351,100	299	3,400,400	56	1,019,400	481	5,363,226
不納欠損額 ④														0
収入未済額 =①-②-③-④	1,797	11,093,740	442	3,296,100	539	4,274,700	413	3,239,200	530	4,543,200	788	7,758,900	4,509	34,205,840

出典：児童家庭課提出資料

違約金に係る「調定減額等」の発生原因は、違約金の不徴収の決定があったことに伴う減額である。

(2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見）

【現状・問題点】

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立を支援するための貸付制度であるという性質上、元々経済的に余裕のない者に対して貸付を行っていることから、償還金の償還遅延が生じる事例が多い。

このような状況に対して、県は、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領（本項において、以下「要領」という。）において、「健康福祉センター長は、未納者が即時完済できないと見込まれる場合、積極的に分納指導を行うこととする。」と規定しているとおり、償還金の分割納付を推進している。なお、要領においては、未納者からの分割納付の申し出に応じる際には、償還計画確約書（いわゆる分納誓約書に相当する書面）を徴するよう努めることとする旨が規定されている。

しかし、現状の分割納付対応については次のような点で問題がある。

- ア 口頭での約束により分割納付対応を行っており、償還計画確約書を徴していない事例が見受けられる。
- イ 分割納付対応を行う際には、償還計画確約書を徴するよう努める旨を要領に規定しているが、所内決裁は行われていない。
- ウ 分納額の決定にあたっては、「〇〇円なら支払える」という本人の自己申告に基づいて決定しているのが実態であり、滞納者の財産調査は行われていない。

これらの状況について、所管課としては、制度的に元々資力がない者に対して貸付を行っているのであるから、滞納者についても当然に資力がない者であるという前提に立っており、滞納者が少額であっても分割納付に応じる姿勢を見せる限りにおいては、分納額等の条件については滞納者の事情を最大限優先している実態が伺える。

しかし、分割納付を安易に認めることは、自治体の健全な財政を害することがないように、履行延期の特約等の規定を設け、もって履行期限の延長や債権金額の分割ができる場合を一定の事由に制限している法令の趣旨に反するおそれがあると考えられる。そのため、分割納付を認める際には、債務者の収入・資産・負債等の経済状況を具体的かつ十分に聴取した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付を行うことが客観的・合理的にみて未収債権の徴収上有利であると判断できる場合にのみ、分割納付を認めるべきである。

現状の分割納付の受入体制については、正当性に乏しい分納申請を受け入れてしまうことに対する牽制の仕組みが弱いと言う点で内部統制について改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：児童家庭課】

分割納付対応に当たっては、分納額を合理的に算定・決定するために、可能な限り相手方の収支状況・財産状況の調査を行うよう要望する。また、分割納付を認める決定を行う際には、各健康福祉センターの責任者の決裁を得ることとするよう要望する。

② 違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）

【現状・問題点】

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、償還金の納付が遅延した場合には、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下、本項において、「施行令」という。）

に基づく違約金を徴収することとされている。しかし、償還金の納付を滞納している債務者に対しては、現在、違約金を計算し、債務者へ違約金の金額（暫定的な金額）の情報提供を行っていない。なお、償還金の納付を滞納している債務者に発送している催告書には「このまま返済が遅れますと、さらに違約金が増算されますので、速やかにお支払いください。」という文言が記載されているものの、催告書発送日における違約金の金額を参考情報として記載するようなことは行っていない。

平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

（歳入の会計年度所属区分）

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

（略）

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治法

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年

度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

③ 違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）

【現状・問題点】

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、償還金の納付が遅延した場合には、施行令に基づく違約金を徴収することとされている。一方で、施行令は、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」は違約金を徴収しないことを認めている。

【違約金不徴収の根拠規定】

第十七条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年三パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

出典：施行令

県では、要領において、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」は次の各号のいずれかに該当する場合である旨を規定している。

【違約金を徴収しない場合】

- (1) 災害、盗難、負傷のため、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (2) 償還金の納付期限時に生活保護法の適用を受けていたとき。
- (3) 誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、事業に失敗し又は不振となり、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (4) 失業や雇用契約の変更その他これに類する事情による減収により生活が困難になり、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (5) 疾病や2親等以内の親族又は同居人に対する介護又は看護により、生活が困難になり、償還金を納付期限までに支払うことができなかつたと認められるとき。

(6) その他納付期限内に支払うことができなかったことについて正当な理由があると認められるとき。

出典：千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領

また、違約金の不徴収については、債務者等からの資金違約金不徴収申立書の提出による場合のほか、職権で不徴収決定を行える場合がある旨が要領に規定されている。

ここで、債務者からの申立てによる違約金不徴収の事例について、実際の申立書を閲覧したところ、「償還金の支払いが遅延した理由」の記載がない申立書が見受けられた。所管する健康福祉センターにおいては、債務者との交渉を行っており、遅延理由は当然把握しているという実態に鑑みると、申立書の入手は不徴収決定手続のための形式的な事務であるということは理解できる。しかし、記載不備のある申立書に基づいて不徴収決定手続を行うことに問題がないとは言い難い。

現状の債務者等からの申立てによる違約金不徴収決定の事務フローとしては、所管する健康福祉センターが「母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収申立書」に違約金情報（取扱年月、償還金額、延滞日数、違約金額）を入力して印刷したものを債務者に渡し、債務者が署名・押印をしたのちに健康福祉センターに返送する流れになっている。つまり、必要な情報は事前に所管課の方で入力できるのであって、実際に違約金情報は入力済みであるのだから、償還金の支払が遅延した理由の欄についても、所管課の方で事前に入力すればよいと考えられる。

【結果（意見）：児童家庭課】

健康福祉センターが母子父子寡婦福祉資金に係る違約金不徴収申立書を作成する際には、申立てに係る違約金の情報を入力するだけでなく、償還金の支払が遅延した理由についても入力した上で債務者に交付することを検討するよう要望する。

3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金

(1) 概要

① 児童措置費に係る負担金制度の内容について

児童の保護者が家庭で児童を養育することが困難なときや施設での支援等を受けることが適当と児童相談所が判断したときは、児童福祉法の規定により、各児童相談所は児童の養育を里親に委託したり、児童福祉施設に入所（通所を含む。以下、同じ）させたりする措置をとることになる。

県は、児童福祉法の規定により、この入所措置等に係る費用の全部又は一部を、保護者又は児童本人からその負担能力に応じて徴収することができることとされている。なお、負担金額は、保護者の前年分の所得に基づく所得税又は市町村民税の課税額により各児童相談所が決定し、保護者に徴収金額の通知を行っている。

② 未収債権の内容について

児童措置費扶養義務者負担金は、前述の児童措置費負担金のうち、県内の民間施設及び里親に委託された児童に係る負担金である。また、児童福祉施設費扶養義務者負担金は、県立施設（生実学校及び富浦学園の2か所）に委託された児童に係る負担金である。

債権名称	児童措置費扶養義務者負担金	児童福祉施設費扶養義務者負担金
債権の種類	強制徴収公債権	強制徴収公債権
根拠法令	児童福祉法第56条第2項	児童福祉法第56条第2項 千葉県生実学校管理規則第6条第1項 千葉県富浦学園管理規則第5条第1項
調定額	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	
収入未済額(令和6年5月31日現在)	③令和5年度の収入未済額の内訳参照	

③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

ア 児童措置費扶養義務者負担金

区分	平成30年度以前発生分		令和元年度発生分		令和2年度発生分		令和3年度発生分		令和4年度発生分		令和5年度発生分		令和5年度末合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	3,933	25,748,484	3,071	21,856,772	3,448	26,461,276	3,565	36,247,041	4,015	46,940,205	5,920	86,502,605	23,952	243,756,383
収入済額 ②	68	922,680	81	1,109,060	64	1,114,160	110	1,397,260	153	1,655,720	1,710	31,371,817	2,186	37,570,697
調定減額等 ③									11	43,388	23	261,800	34	305,188
不納欠損額 ④	3,226	19,749,714											3,226	19,749,714
収入未済額 =①-②-③-④	639	5,076,090	2,990	20,747,712	3,384	25,347,116	3,455	34,849,781	3,851	45,241,097	4,187	54,868,988	18,506	186,130,784

出典：児童家庭課提出資料

イ 児童福祉施設費扶養義務者負担金

区分	平成30年度以前発生分		令和元年度発生分		令和2年度発生分		令和3年度発生分		令和4年度発生分		令和5年度発生分		令和5年度末合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	222	3,120,680	224	2,421,480	194	2,247,040	213	3,535,490	232	4,096,870	364	34,419,828	1,449	49,841,388
収入済額 ②	0	0	4	8,800	3	27,000	13	298,500	15	241,900	149	30,919,938	184	31,496,138
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④	195	2,744,120											195	2,744,120
収入未済額 =①-②-③-④	27	376,560	220	2,412,680	191	2,220,040	200	3,236,990	217	3,854,970	215	3,499,890	1,070	15,601,130

出典：児童家庭課提出資料

(2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 滞納処分の執行停止について（意見）

【現状・問題点】

児童措置費扶養義務者負担金については、徴収率が非常に低い。令和5年度発生分については、調定額8,650万円に対して収入済額3,137万円であり、徴収率は36%にとどまっている。また、過年度発生分について徴収できているのは分割納付を申し出た債務者の分がほとんどであり、件数、金額とも非常に少ない。所管課によると、扶養義務者と児童のケースワークにおいて悪影響を与えるおそれがあるという理由で、複数回にわたる催告は実施していないとのことである。これらの事実からは、児童措置費扶養義務者負担金については、債務者が支払の意思を示さない限りは、債権を5年間放置し、5年経過後に時効により不納欠損処理している事例が多いという実態が伺える。

ここで、所管課が把握している児童措置費負担金の収入未済理由については次のとおりである。

【令和5年度収入未済残高に係る収入未済理由】

理由	件数	実人数	金額（円）
分納誓約	512	16	11,703,240
執行停止・徴収停止	32	3	183,400
生活困窮（生活保護受給等）	2,476	74	10,605,397
死亡、行方不明	475	21	6,722,960
納付意識希薄	14,989	477	156,618,787
その他	22	1	297,000
計	18,506	592	186,130,784

出典：児童家庭課提出資料

これによると、生活困窮や、死亡・行方不明に分類されている債務者・債権額も相当あることがわかる。これらの債権は回収可能性が著しく低いと考えられることから、時効経過まで放置するのではなく、滞納処分の執行停止を行うのが適

当であると考えられる。

【結果（意見）：児童家庭課】

生活困窮や、死亡・行方不明に分類されている債権については、時効経過まで放置するのではなく、滞納処分の執行停止を行うよう要望する。

② 滞納処分（強制執行）について（意見）

【現状・問題点】

平成 28 年度の包括外部監査結果に係る措置状況報告書によると、児童措置費扶養義務者負担金については、平成 30 年に 1 件滞納処分を行った実績があるとのことであるが、それ以降は滞納処分の実績は確認されていない。

所管課は、扶養義務者と児童のケースワークにおいて、滞納処分を行うことにより悪影響を与えるおそれがあるという理由で、児童措置費扶養義務者負担金の滞納処分（強制執行）には踏み込めない状況である。

一方で、収入未済の理由の分類では、「納付意識希薄」が件数、金額ともに圧倒的多数であり、これを放置しては、入所措置等に係る費用を保護者等が負担能力に応じて負担するという制度の趣旨を逸脱してしまうし、適切に負担金を納付している県民との公平性が保たれない。

したがって、今後も、扶養義務者と児童のケースワークに与える影響については慎重を期す必要があることは言うまでもないが、例えば、悪質な事例に的を絞って差押え等の法的措置を執行するとともに、執行した法的措置の事例を公表することによって、扶養義務者やその周囲の者の意識改革を促すことも必要であると考えられる。

【結果（意見）：児童家庭課】

例えば、悪質な事例に的を絞って差押え等の法的措置を執行するとともに、執行した法的措置の事例を公表することによって、扶養義務者やその周囲の者の意識改革を促すことを検討するよう要望する。

③ 分割納付の受入体制について（意見）

【現状・問題点】

強制徴収公債権である児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金については、債務者が負担金の納付につき、その資力の減少により納付することができないという申請をした場合には、1 年以内の期限で徴収を猶予し、その申出の金額を分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができるという徴収猶予の制度を活用することができる（地方税法第 15 条等）。

一方で、1年超の期限で分割納付を希望する債務者に対しては、法令上は、履行期限を延長する特約等に係る規定（自治令第171条の6第1項）が設けられているものの、当該規定は強制徴収公債権には適用がないため、児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金については、1年を超える分割納付について法令の根拠は認められない。

しかし、実際には、児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金についても、徴収猶予の制度を活用するよりも、法令の根拠に基づかない事実上の分割納付が広く行われている。つまり、当該履行延期の特約等が適用されない債権であっても、実際の行政の実務上では、債権の時効期間（児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金の場合は5年）の経過を中断するためにも、自治法第236条第3項が準用する民法第147条第3号の承認に該当するものとして、分割納付の誓約を提出させて、分納計画書に沿った納付を事実上求めている。

このような事実上の分割納付については、法令の根拠がないことから、分割納付が認められる場合の要件についても法令の規定はない。しかし、自治体の健全な財政を害することがないように、履行期限の延長や債権金額の分割ができる場合を一定の事由に制限している履行延期の特約等の規定の趣旨に鑑みると、強制徴収公債権について事実上の分割納付を行う場合についても、少なくとも履行期限を延長する特約等を行う際に求められる要件審査と同程度の審査が必要と考えられる。

しかし、現状においては、債務者からの分納誓約書の提出の受付をもって分割納付に応じており、特に財産調査を必須としておらず、事前に要件審査も行われていない状況である。また決裁については、分納用の納付書発行の決裁はあるものの、履行期限を延期すること自体の決裁はなされていない。このような現状の分割納付の受入体制については、正当性に乏しい分納申請を受け入れてしまうことに対する牽制の仕組みが弱いと言う点で内部統制に改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：児童家庭課】

児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金の分割納付を受け付ける際には、可能な限り、事前に財産調査を行い、責任者の決裁を得た上で行うよう要望する。

④ 負担金の算定方法及び算定基準について（意見）

【現状・問題点】

所管課から入手した児童措置費扶養義務者負担金の収入未済の一覧を閲覧し

たところ、次のとおり 1 名（A氏）だけ他の債務者と比較して群を抜いて多額になっていた。

【児童措置費扶養義務者負担金 収入未済上位 5 件】

金額 順位	所管する 児童相談所	債務者	収入未済額 (令和 6 年 7 月 26 日現在)
1	市川	A氏	5,539,320 円
2	中央	B氏	1,778,700 円
3	中央	C氏	1,182,600 円
4	柏	D氏	993,200 円
5	中央	E氏	905,400 円

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

負担金額は、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の規定にしたがって、納入義務者の住民税所得割額に基づいた階層区分により決定されている。A氏について、負担金額が多額になっている理由を所管課に確認したところ、A氏は令和 4 年に多額の収入（本人からの聴取によると遺産相続した土地の譲渡所得）があったことから、住民税所得割額が増加し、令和 5 年度の負担金決定に際して、D15 階層（その月における措置児童に係る措置費等の支弁額全額を負担する階層）での認定となったため、他の債務者と比較して負担額が多額となっているとのことであった。なお、A氏の負担金の算定根拠は次のとおりである。

【A氏の負担金の算定根拠】

a 事務費保護単価	415,880 円	所定の保護単価表に基づく
b 一般生活費	52,360 円	
c 冷暖房費	870 円	
d 措置費支弁額（月額）	469,110 円	a+b+c
e 負担金額（月額）	469,110 円	D15 階層につき措置費支弁額と同額
f 対象月数	12 か月	
g 負担金額（総額）	5,629,320 円	e×f

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

注：A氏については、令和 5 年 12 月より月額 30,000 円の分納に応じており、これまでに 3 回分 90,000 円の納付があったものの、その後は滞納している

ため、収入未済額（令和6年7月26日現在）は5,539,320円（＝5,629,320円－30,000円×3回）となっている。

また、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」に定められている階層区分別の負担金額は次のとおりである。

【児童措置費の負担金額の算定基準】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金額				
		入所施設（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。） （月額）	通所施設及び児童自立生活援助事業所 （月額）	乳児院（一月以内の入所に限る。） （日額）		
A階層	生活保護法に基づく保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円	0円		
B階層	A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の非課税者のみの世帯	2,200円	1,100円	0円		
C階層	A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	4,500円	2,200円	1,000円		
D階層	A階層及びC階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	D 1	9,000円以下	6,600円	3,300円	1,000円
		D 2	9,001円から27,000円まで	9,000円	4,500円	1,000円
		D 3	27,001円から57,000円まで	13,500円	6,700円	1,000円
		D 4	57,001円から93,000円まで	18,700円	9,300円	市町村民税の所得割の額が、81,000円以下である世帯にあつては1,000円、81,001円以上である世帯にあつては2,000円
		D 5	93,001円から177,300円まで	29,000円	14,500円	2,000円
		D 6	177,301円から258,100円まで	41,200円	20,600円	2,000円
		D 7	258,101円から348,100円まで	54,200円	27,100円	2,000円
		D 8	348,101円から456,100円まで	68,700円	34,300円	2,000円
		D 9	456,101円から583,200円まで	85,000円	42,500円	2,000円
		D 10	583,201円から704,000円まで	102,900円	51,400円	2,000円
		D 11	704,001円から852,000円まで	122,500円	61,200円	2,000円
		D 12	852,001円から1,044,000円まで	143,800円	71,900円	2,000円
		D 13	1,044,001円から1,225,500円まで	166,600円	83,300円	2,000円
		D 14	1,225,501円から1,426,500円まで	191,200円	95,600円	2,000円
		D 15	1,426,501円以上	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	その月における措置児童に係る措置費の支弁額

出典：児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則

これらに鑑みると、最高階層（D15）に分類されると実費全額が負担させられることとなるが、施設の保護単価の水準が非常に高額であることに鑑みると、扶養者義務者への過度の負担となるリスクがあることや、D14 階層以下との公平性の点で問題があると考えられる。

そのため、最高階層については即全額負担とするのではなく、例えば住民税所得割の金額に応じて負担割合が定まるような算式を設けることにより負担金額を漸増的・通増的に決定するのが適当ではないかと考えられる。例えば、D15 階層の負担額を、「D15 階層の負担額＝住民税所得割額／1,426,500 円×191,200 円、ただし措置費支弁額を上限額とする」とすることが考えられる。

また、負担金額の決定に当たって、単年度の住民税所得割を使用することは、例えば、譲渡所得等イレギュラーな要因によりその年だけ多額になっている場合に、平時における負担能力以上の負担金を課せられるリスクがあると言う点で問題がある。

そのため、負担金額の算定基礎となる住民税所得割額については、特に、単年度の住民税所得割額が異常に高額であるような場合には、単年度ではなく例えば過去 3 年平均額等の指標を使用することにより、単年度の異常値の影響を緩和する必要性を検討すべきであると考ええる。

なお、県としては、国が定めた要綱に則って各児童相談所で実務を行っていることから、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかけることも検討すべきであると考ええる。

【結果（意見）：児童家庭課】

負担金の算定方法及び算定基準について、負担金額が扶養義務者にとって過度な負担とならないよう、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の内容の改正を検討することが望ましい。その前提として、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかけるよう要望する。

4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金

(1) 概要

① 児童扶養手当制度の内容について

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものである。

児童扶養手当の支給対象者は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（障害児の場合は 20 歳未満）を監護し、養育している母、父又は

養育者である。

県が支給する児童扶養手当は、県内の町村分であり、県が3分の2を、国が3分の1を負担する。なお、市分については市が負担することとされている。

② 未収債権の内容について

児童扶養手当返還金とは、児童扶養手当を受給している受給資格者（母、父又は養育者）が、「事実上の婚姻」「公的年金の受給」等により受給資格が喪失しているにもかかわらず、受給を続けたことにより、過誤払いとなったことによって生じた返還金である。

債権名称	児童扶養手当返還金
債権の種類	非強制徴収公債権
根拠法令	児童扶養手当法
調定額	③令和5年度の収入未済額の内訳参照
収入未済額(令和6年5月31日現在)	③令和5年度の収入未済額の内訳参照

③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

区分	平成30年度以前発生分		令和元年度発生分		令和2年度発生分		令和3年度発生分		令和4年度発生分		令和5年度発生分		令和5年度末合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	311	7,497,848	32	629,790	29	310,170	50	361,320	102	2,885,650	268	9,074,750	792	20,759,528
収入済額 ②	12	24,000	0	0	0	0	0	0	0	200	2,062,950	212	2,086,950	
調定減額等 ③	2	128,870	1	2,000	0	0	1	81,320	12	24,000	5	3,149,550	21	3,385,740
不納欠損額 ④	181	6,855,870											181	6,855,870
収入未済額 =①-②-③-④	116	489,108	31	627,790	29	310,170	49	280,000	90	2,861,650	63	3,862,250	378	8,430,968

出典：児童家庭課提出資料

なお、児童扶養手当返還金については、生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合、翌年度以降に納期となる返還額分については、調定減額を行っている。表中の区分「調定減額等 ③」には、当該調定減額に係る件数及び金額が記載されている。

(2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 調定減額について（指摘）

【現状・問題点】

児童扶養手当返還金については、一括返還を原則としており、分割納付の場合を除き、返還金の全額を調定しているが、生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合には、翌年度以降に納期となる返還額分については、減額調定を行っている。

しかし、このような処理は法令・規則の根拠を欠くものであり、合規性の問題がある。一括返還の決定後に分割納付に移行することの法的根拠は自治令第 171 条の 6 第 1 項に定める履行延期の処分にあると考えられるが、当初の一括返還の決定自体に誤りがあったわけではないのだから、当初の調定を取り消すことは適当ではない。地方財務実務提要においても、納入通知書を発した後に履行延期の処分を行う場合には、減額調定は行わず、履行期限のみを延長することになる旨が示されている。なお、財規第 40 条第 2 項においては、「歳入を法令又は特約により分割して納入させる場合において、その納期の到来するごとに、当該納期に係る金額について、調定しなければならない」と規定されていることから、この規定を遵守するために当初の調定を取り消す処理を行っているとも考えられるが、当該規定は、当初から分割納付の処分を行った場合について規定しているものであり、すでに入括返還を決定し全額調定し納入通知書を発行したものについて規定しているものではないと考えられる。

また、決算上も収入未済の額が過小となっており、回収すべき債権の額が適正に表示されていないという点で問題がある。令和 5 年度末残高について、実際には返還金が回収されていないものの、分割納付に移行したことを理由として決算上、収入未済から除外されているものは次のとおりである。

【収入未済残高の差異の集計】

差異のある債務者数／令和 5 年度末債務者数	決算上の収入未済残高 ①	実際の収入未済残高 ②	除外された収入未済残高 ①－②
24 名／44 名	358,000 円	12,492,460 円	▲12,134,460 円

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

すなわち、令和 5 年度末において児童扶養手当返還金債務を有する債務者 44

名中、24名に対する債権の全部又は一部が決算書から除外されており、その除外された総額は12,134,460円である。つまり、令和5年度の決算書上、収入未済額が12,134,460円だけ過小になっているということである。

【結果（指摘）：児童家庭課】

生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合に、翌年度以降に納期となる返還額分について、減額調定を行う事務は改められたい。

② 債務承認について（意見）

【現状・問題点】

児童扶養手当返還金については、分割納付に移行することで、時効の更新を行っている事例が多く見受けられる。一方で、分割納付に移行せず長期間滞納となっている債権も一定数見受けられる。そこで、分割納付に移行せず長期間滞納となっている債権について、時効の更新状況を確認したところ、電話や訪問時に得た口頭での承認をもって債務承認日として時効の更新を行っている事例が見受けられた。

次の事例は、令和元年12月13日に訪問し債務者本人（A氏）と交渉した際の記録であるが、所管課はこの日に債務者からの債務承認があったとして時効の更新を行っている。

【令和元年12月13日のA氏訪問記録】

訪問したところ、お会いすることができた。返済が滞っていることについて尋ねると、何のことかわからない、ととぼけられてしまった。
納付書を昨年度2回送付した旨を伝えても、届いていないとのことだった。
ただし、払う必要があるものなら払う、とのことであった。
電話が繋がらないため訪問した旨を伝えると、登録されている番号は転居前のものであり、現在の電話番号を教えてもらうことができた。
後日また連絡する旨を伝え、訪問を終えた。

出典：児童家庭課提出資料

しかし、本事例については、債務承認に該当し得る債務者の発言としては、「払う必要があるものなら払う」という記録しか確認できないが、客観的にこれが債務承認に当たると判断し得るかどうかは疑義がある。

なお、債権管理適正化の手引には、「口頭での承認であっても時効の更新事由とはなるが、後日の紛争防止のためにも、債務の承認は必ず書面（債務承認書）で得るようにする。」との記載がある。

【結果（意見）：児童家庭課】

債務者からの債務の承認は必ず書面で得るよう要望する。

③ 児童扶養手当返還金の調定期期について（意見）

【現状・問題点】

令和 5 年度に発生した児童扶養手当返還金の収入未済に関する事務を確認したところ、児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書の発送から、返還金の調定及び納入通知書の発送までに長時間を要している事例（B氏）が発見された。

【B氏の児童扶養手当返還金に係る事務の経緯】

日付	摘要
令和 4 年 10 月 14 日	日本年金機構中央年金センターへの照会の結果、平成 28 年 8 月から遡り障害厚生年金が B 氏に支給されていることを確認
令和 4 年 10 月 17 日	日本年金機構中央年金センターからの回答に基づいて過誤払金を計算したところ 3,559,380 円になることが判明した
令和 5 年 3 月 3 日	「児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書」発送 返還金総額 3,559,380 円 返還方法 一括返還
令和 5 年 12 月 8 日	健康福祉センターから児童家庭課に対して納入通知書の作成依頼
令和 6 年 2 月 15 日	「納入通知書兼領収書」発送

出典：児童家庭課提出資料に基づき監査人作成

上記の事例については、児童扶養手当過誤払金の判明（令和 4 年 10 月 17 日）から児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書の発送（令和 5 年 3 月 3 日）まで 5 か月程度を要し、さらにそこから納入通知書の発送（令和 6 年 2 月 15 日）まで 1 年近くの時間を要している。その間、関係機関とのやり取りや B 氏とのやり取りがあったことが所管課から提出された記録から伺えるが、歳入原因の発生から歳入の調定までに 1 年 4 か月もの時間を要するのは適当な事務とは言い難い。

自治法や自治令、並びに財規等には歳入の調定期期について具体的な規定はないものの、歳入の調定については、原因の発生の都度、遅滞なく行うべきものであると考えられるところ、児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書の発送後 1 年近く経過した後に児童扶養手当返還金の調定を行うというのは問題である。特

に、返還金等の類の債権については、原因発生後に遅滞なく回収のための行動を行うことが肝要であり、時間の経過とともに回収可能性が低下していく傾向があることから、原因発生後、遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行うことは重要であると考えられる。

【結果（意見）：児童家庭課】

児童扶養手当過誤払金の返還金額及び返還方法が決定し通知書を発送した際には、遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行うよう要望する。

5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金

(1) 概要

① 未収債権の内容について

東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金（本項において、以下「本債権」という。）の内容は次のとおりである。

児童養護施設 A の元施設長が、入所していた児童に対して虐待行為を行ったことに係る元入所児童からの損害賠償請求事件について、元施設長が公権力の行使に当たる公務員に該当するとして、県に損害賠償を命ずる判決（平成 21 年 2 月 26 日東京高等裁判所）が確定し、県は慰謝料 4,300,000 円及び遅延損害金 2,256,612 円を元入所児童側に損害賠償金として支払った。

県は国家賠償法に基づき、すでに支払った損害賠償金を元施設長に対して求償してきたところ、支払がなされないことから、損害賠償金等の支払を求めて、令和 2 年 12 月 23 日に千葉地方裁判所に訴訟を提起した。

その後、令和 4 年 2 月 28 日に県の主張が全面的に認められ勝訴し、元施設長が控訴しなかったことから判決が確定したものの、元施設長が支払を行わないことから収入未済となっているものである。

② 未収債権に関する基本情報

債権の種類	私債権
債権発生原因	国家賠償法に基づく求償金
主債務者	児童養護施設 A の元施設長
連帯債務者、保証人、連帯保証人	なし
調定額	6,556,612 円（損害賠償金 4,300,000 円、遅延損害金 2,256,612 円（平成 22 年 11 月 19 日までのもの））

収入未済額	6,556,612円（損害賠償金4,300,000円、遅延損害金2,256,612円（平成22年11月19日までのもの）及び元本に対する遅延損害金
督促	令和5年6月1日に納付書を送付後、令和5年9月22日に代理人弁護士から支払の意思がある旨連絡があったものの、元本6,556,612円に加えて、平成22年11月20日以後の遅延損害金の支払も必要であると伝えたところ、令和5年10月23日に元本のみ支払可能であり、遅延損害金の免除を嘆願する嘆願書が提出された。
催告	直近で損害賠償金及び遅延損害金の支払請求を行っているのは令和6年6月7日である。なお、請求額は調定済みの6,556,612円であり、同額の納付書を同封しているが、請求書面には、参考情報として、平成22年11月20日から令和6年6月1日までの遅延損害金4,436,563円（未調定）が記載されている。なお、相手方弁護士と最後に連絡を取ったのは令和6年9月11日となっている。
財産調査	金融機関への預金調査や財産開示命令の申立て等により、元施設長の資産状況の把握に取り組む予定としているが、監査実施日現在において、財産調査を行った実績は確認できなかった。なお、令和6年9月11日の相手方弁護士との交渉の中で、自主的納付が見込めなくなったことから、財産調査を行うため、令和7年1月6日に弁護士相談を行う予定とされている。
滞納処分	なし
法的措置	訴訟実施、判決確定済み。判決の内容は次のとおり。 ・被告は、原告に対して6,556,612円及びこれに対する平成22年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと ・訴訟費用は被告の負担とすること
徴収緩和	なし
債務者等の破産	なし
相続（相続放棄）	なし
債権放棄	なし
その他の債権消滅事由	なし

③ 令和5年度の収入未済額の内訳

令和5年度の収入未済額の内訳は次のとおりである。

区分	平成30年度以前 発生分		令和元年度 発生分		令和2年度 発生分		令和3年度 発生分		令和4年度 発生分		令和5年度 発生分		令和5年度末 合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
調定額 ①	1	6,556,612											1	6,556,612
収入済額 ②													0	0
調定減額等 ③													0	0
不納欠損額 ④													0	0
収入未済額 =①-②-③-④	1	6,556,612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6,556,612

出典：児童家庭課提出資料

(2) 手続

本債権に係る債権管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることにする。

① 訴訟費用の未請求について（意見）

【現状・問題点】

県は国家賠償法に基づき、すでに支払った損害賠償金を元施設長に対して求償してきたところ、支払がなされないことから、損害賠償金等の支払を求めて、令和2年12月23日に千葉地方裁判所に訴訟を提起した。

その後、令和4年2月28日に県の主張が全面的に認められ勝訴し、元施設長が控訴しなかったことから判決が確定した。なお、当該判決の主文において、「訴訟費用は被告の負担とする」と定められている。

しかし、所管課では訴訟費用として、提訴に係る訴状貼用印紙及び予納郵券代44,000円を支弁しているものの、「訴訟費用の額の確定手続が必要であり、千葉県では基本的に訴訟費用の請求は行っていない」という理由で債務者への請求を行っていない。これは、訴訟費用額確定処分については、その申立手続に手間を要するものの、同処分によって認められる金額が一般的に少額であるケースが多いことから、慣例的に訴訟費用の請求を行っていないことによるものと考えられる。

しかし、訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合には、県の債権としてすでに発生している以上、金額を確定させ債務者に対して請求を行わないことは合规性に反していると言わざるを得ない。

なお、所管課は、本債権のこれまでの交渉状況に鑑みると、訴訟費用について請求を行っても支払われる見込みがないと考えており、訴訟費用確定処分を申し立てるのに予納郵便切手も必要であることから、支払の見込みがなく少額のこと

について費用をかけるのは合理的ではない旨を主張している。

しかし、そのような場合には、債権を認識した後に徴収停止措置（自治令第171条の5第3号）を行うことが適当なのであって、県の債権としてすでに発生している訴訟費用を債務者に請求するための手続を行わずに放置することの正当な理由にはなり得ない。

【結果（意見）：児童家庭課】

訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合、県の債権として、訴訟費用額の確定処分により具体的な金額を確定させた上で、債務者へ請求するなど、適切な債権管理をされたい。

なお、訴訟費用額の確定処分の申立てを行うことが費用対効果の観点から合理的ではないと認められる場合には、徴収停止の決定をすることも検討されたい。

② 債権回収に向けた手続の進捗について（意見）

【現状・問題点】

本債権については、被告の不法行為による損害賠償金を県が負担したことの求償金であり、福祉的要素を考慮する必要性はない。したがって、判決が確定し、裁判所からの支払命令が出ている以上、速やかに債務者の預金を調査し、差押えが可能な預金の有無を把握すること、差押え可能な預金が見つかった場合には即座に差押えの手続を行うことは最低限速やかに行う必要があったものと考えられる。令和2年4月の執行法改正により、裁判所を通して金融機関等に対する財産開示手続が容易にできるようになったことに鑑みると、令和4年2月28日の判決確定から2年以上にわたって財産調査すら実施していないことは、債権回収の手続としては不十分と言わざるを得ない。

債務者が高齢であることに鑑みると、時間が経過すればするほど債権の回収は難しくなってくるものと考えられることから、まずは速やかに確実に回収できる金額を確実に回収できる方法で回収することに徹する姿勢が必要と考えられる。

【結果（意見）：児童家庭課】

訴訟を行って、債務者による支払を命じる判決が確定したのであれば、債権回収に向けて、現在進めている強制執行のための手続を速やかに行うよう要望する。

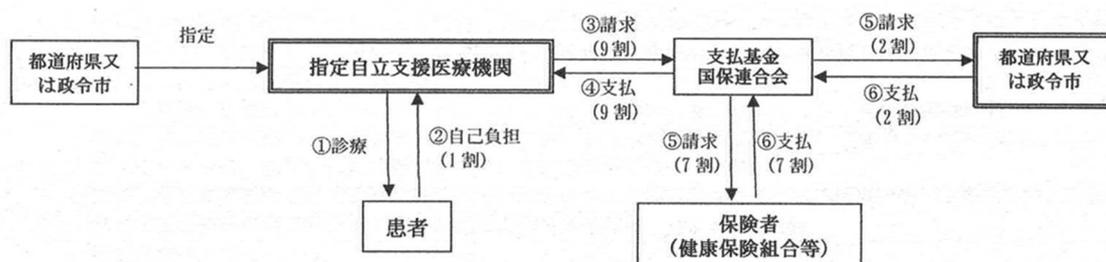
6 健康福祉部・障害者福祉推進課：自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分

(1) 概要

① 制度の概要

自立支援医療制度（精神通院医療）は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（厚生労働省 HP から抜粋）である。通常、通院による患者の自己負担は3割であるが、制度利用による患者の自己負担分医療費は原則1割、残りの2割は、公費として国と県で負担となっている。当該制度は、精神疾患があり継続的な通院医療が必要な患者が対象者となる。

以下の図が、自立支援医療費支払モデルの原則的な流れである。



県は、自立支援医療機関に対する支払事務について、社会保険診療報酬支払基金及び千葉県国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託している。そのため、医療機関からの請求は支払基金等が受け、金額に誤りがなければ全額を医療機関に支払い、公費負担分は支払基金等から県に請求される。

なお、公費負担分の金額や診療内容に関しては、自立支援医療受給者証等の情報が必要であり、支払基金等では把握できないため、一義的には診療報酬の請求を行った医療機関に責任がある。不適切な請求が判明した場合には、県が医療機関に対して是正を求めていくことになる。

② サンプル抽出方法

「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称ごとにサンプルを抽出する作業が必要となったが、健康福祉部の障害者福祉推進課の債権名称「自立支援医療費返還金」に係る収入未済案件は1件のみであったため、この1件をサンプルとした。

③ 案件情報

ア 収入未済金 13,108,290 円

サブ番号	ア
債権の種類	私債権
債権発生原因	不正医療費請求を原因とする自立支援医療費返還金
主債務者	Aクリニック 院長B
主債務者のクリニック所在地 (医療費請求の管轄)	茨城県
主債務者の居住地 (被債務者個人の破産の申告などの管轄)	東京都
連帯債務者、保証人、連帯保証人	該当なし
不正医療費請求の茨城県による検査開始	H26.3.18
『千葉県の不正医療費返還額』の試算結果を茨城県から報告を受けた日	H30.8.28
収入未済額 元本 (R6年3月31日時点)	13,108,290円(※)
収入未済額 遅延損害額 (R6年3月31日時点)	6,291,979円(※)
収入未済額 加算金 (R6年3月31日時点)	定めていない
徴収不能引当金の個別引当額 (R6年3月31日時点)	0
調定日	H31.3.20
調定額(円)	13,108,290
履行期限	H31.4.4
督促年月日	H31.4.24
催告日	平成31年3月20日～令和5年4月1日
法的措置日 議会の議決(訴えの提起)→千葉地方裁判所に訴えを提起→裁判所の判決→判決の確定	H3.7.13～R4.6.16
裁判所の判決(強制執行による返還額)	13,108,290円+遅延損害金(※)
回収の催告	R4年8月17日～R5年3月8日
債務者の破産手続開始 債務者が東京地裁へ自己破産申立→破産手続開始→破産管財人破産債権届出書提出→債権者集会	R5.3.15～ ・破産手続開始通知書の受理 R5.7.28 ・第1回債権者集会 R5.9.27 ・第2回債権者集会 R6.2.28 ・第3回債権者集会 R6.11.27 ・第4回債権者集会 R7.4.23 (予定)
今後の対応	債務者の破産免責許可が確定し、債権の回収が不可能と認められた場合には、千葉県債権管理条例第9条第1項第4号の規定により、債権放棄の手続きを行う予定
債権の時効日	R15.5.31
その他の債権 消滅事由	なし

(※) 判決文「原告(千葉県)は、被告(Aクリニック院長B)に対し、不当利得返還請求権(民法703条、同法704条)に基づき、1,310万8,290円及びこれに対する平成26年8月28日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。」
(出展：令和4年5月31日 千葉県地方裁判所の第3回口頭弁論調書(判決))

自立支援医療(精神通院医療)の医療費助成制度に基づいて県が支出した公費負担分において、請求誤りがあることが判明し、当該請求に係る指定自立支援医療機関の開設者に対して、公費負担分の返還を求め、当該返還額が収入未収金となっている。

公費負担分に誤りがあった場合、通常は誤りがあった月の翌月以降の当該医療機関への支払の中で調整される。しかし、当該収入未済の事案については、当該医療機関が廃業したため、直接返還金を請求することとなったものである。

なお、当該案件は、千葉県ではなく茨城県の調査で判明した医療機関側の請求誤りが発端となっている。平成 26 年 3 月 18 日に、茨城県が当該医療機関に検査に入ったが、茨城県が誤りの詳細を確認したことより、平成 30 年 8 月 28 日に、千葉県への医療費請求にも誤りがあった旨、千葉県に通知した。これは千葉県内から当該医療機関に受診していた患者が居たことが原因である。千葉県が請求誤りを確認した平成 26 年 3 月時点から 5 年遡及して訂正されるため、請求対象期間は、クリニックを開設した平成 24 年 8 月以降の診療費の請求誤りからということになる。

当該医療機関は平成 27 年 7 月には診療を中止しており、それ以降、破産手続が開始する令和 5 年 3 月 15 日までは廃業している状態であった。

千葉県は、茨城県からの通知により医療費の請求誤りを確認し、平成 31 年 3 月 18 日に相手方に納付書を送付し、督促も繰り返したが行ったが納付されることはなかったため、令和 3 年 12 月 28 日に千葉地裁に訴えを提起した。県が勝訴し被告へ 13,108,290 円及び遅延損害金の支払を求める判決が確定したが、納付されることはなかった。令和 5 年 5 月 31 日に当該医療機関の院長の破産手続が開始され、令和 5 年 9 月 14 日に破産管財人に破産債権届出書を提出した。その後は、債権者集会在 1 回から 3 回まで行われたが、審理は続行しており、令和 7 年 4 月の第 4 回債権者集會に持ち越された。

(2) 手続

案件の健康福祉部障害者福祉推進課の担当者から聴取し、サンプルの債権管理簿などの関係資料を閲覧することで、当該案件を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 遅延損害金について（ア、意見）

【現状・問題点】

アの遅延損害金は、民法第 703 条、同法第 704 条の不当利得返還請求により履行期限から年 5 分の割合で発生する債権ではあるが、未調定の状態であるため未済金にはあたらないことを理由として、決算時の収入未済金への報告も、決算書への計上もされていない。確かに、財規第 218 条では事後調定も認められており、

具体的に、事前調定をしなければならないという規定は、財規にはなく、債権管理適正化の手引でも以下のように、遅延損害金は、元本完済後に事後調定を行うことと規定し、決算書に未調定の債権を計上しないことを容認している。

第3 債権の適正な管理

(4) 債権に係る記録の整備

債権によっては、債権発生と同一の年度内に債権の総額を調定しないものがある。例えば、貸付金は、貸し付けた時点で県が債権（返還請求権）を有することとなるが、貸付時に定めた弁済期（返済の約定期日）が到来するか、所定の返還事由が生じるまでは、実際の調定は行わない。

このような債権は、年度末の収入未済額に債権の総額が計上されないこととなり、その実態が不透明になりやすい。

出典：債権管理適正化の手引

一方、平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成30年3月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成27年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第142条第3項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等はその対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

(歳入の会計年度所属区分)

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金

(1) 概要

① 制度の概要

措置費は、県が児童福祉法第 27 条 1 項第 3 号及び第 2 項の規定による入所又は委託の措置をとったときに、入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設基準を維持するために必要な費用（児童福祉法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2）及び県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用（同条第 7 号の 3）として、毎月、児童福祉施設等に対し支弁する経費をいう。

県は、同法第 56 条第 2 項の規定により、本人又は扶養義務者（以下、本項において、「扶養義務者等」という。）からその負担能力に応じてその費用の全部又は一部を徴収することができる。障害福祉事業課が取り扱う児童措置費負担金は、障害児を対象とし、県が扶養義務者等から徴収する費用である。

また、県が支弁した経費については、国の通知（「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日付けこども家庭庁発こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知。（以下、本項において、「児童通知」という。））及び「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和 5 年 6 月 30 日付けこども家庭庁発こ支障第 13 号こども家庭庁長官通知。（以下、本項において、「障害通知」といい、児童通知と併せて「国通知」という。））に規定される「児童入所施設徴収金基準額表」及び「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」で算定した扶養義務者等がその負担能力に応じて負担すべき費用の総額を差引いた後の額の 1/2 を国が負担することとされている。

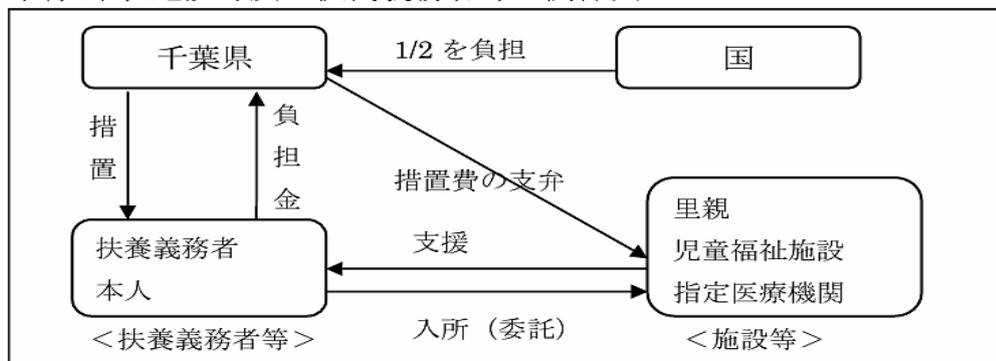
そして、県が扶養義務者等から徴収する費用は、この国通知で規定される「児童入所施設徴収金基準額表」及び「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、県規則で定めて、決定しているものである。

扶養義務者等から徴収する費用は、同法第 56 条第 6 項の規定により強制徴収できる公法上の債権と解され、時効の援用を要さない（自治法第 236 条の規定により 5 年間で時効により消滅する。）。

なお、千葉県では、児童相談所は 6 か所あり、事務委任規則第 7 条第 1 号ネに

より負担能力の認定、費用の徴収及び滞納処分及び資料の提供に関することは児童相談所長に委任されている。

○国、県、施設等及び扶養義務者等の関係図



出典：児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル

また、児童措置費負担金に係る児童福祉法の条文の内容は以下のとおりである。

ア 県は、要保護児童を発見した者からの通告があった、又は警察官若しくは家庭裁判所から送致のあった児童について、児童福祉法第 27 条第 1 項各号のいずれかの措置（施設入所・里親委託・家庭裁判所への送致等）をとらなければならない。

イ 児童福祉法第 56 条第 2 項で、措置をとった場合に、知事が本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を「児童措置費負担金」として徴収することができるものを規定している。児童措置費負担金を徴収する措置は、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設等）への入所や通所、指定医療機関への委託、里親委託がある。措置の理由としては、児童虐待によるものや少年犯罪に係る裁判所の決定による施設の入所等が挙げられる。

② 千葉県の児童措置費負担金の債権管理の立場

児童福祉法第 56 条第 6 項に児童措置費負担金は「地方税の例により処分することができる」と規定しており、千葉県の「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」（以下、本項において、「マニュアル」という。）の債権管理についての手続は、地方税に準拠して作成されている。

ただし、児童措置費負担金は、児童の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない、という児童福祉法の理念を鑑み、滞納処分が扶養義務者と児童のケースワークに悪影響を与える可能性があることなどを勘案し、財産調査や差押え等の着手にあたっては、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で、所内会議に諮るものとされ、地方

税の規定にかかわらず、柔軟に対応することを容認する立場をとっている。

第4章 未収金回収対策

1 滞納整理の定義

納期限までに納付されなかった児童措置費負担金については、①督促状を送付し、②文書や電話等での催告を実施し、また、③それでも納付されなかったときは財産調査→差押え→公売→取立等の滞納処分を行う。この一連の事務手続きを滞納整理という。

児童福祉法第56条第6項に児童措置費負担金は「地方税の例により処分することができる」と規定している。そして、地方税の滞納処分は国税徴収法に規定する滞納処分の例によると定めているので、国税徴収に準じて滞納処分を行うこととなる。

なお、県民負担の公平性・公正性の確保の観点から納付すべき資力が有るにも拘わらず納付しない等の悪質な事例については強制徴収も辞さない強い姿勢で臨むことは当然であるが、児童措置費負担金の性質上、財産調査や差押え等の着手にあたっては、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で所内会議に諮るものとする。（※下線は監査人による。）

出典：児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル

③ サンプル抽出方法

「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称ごとにサンプルを抽出する作業が必要である。このため、児童措置費負担金（障害児童を対象）の「(調査票1) 税外収入未済に係る現況調査」の中の「(7) 収入未済額別の債務者数及び金額」のうち、金額的重要性のある収入未済額から5件選定した。具体的には、収入未済額が100万円超～300万円以下の債務者2名（2名中2名）と、10万円超～100万円以下の債務者50名のうち、異なる児童相談所から、金額の最も大きな3名（50名中3名）をサンプルとして選定した。

④ 案件情報

#	サンプル番号		ア	イ	ウ	エ	オ
1	債権の種類		強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権
2	債権発生原因		児童措置費負担金	児童措置費負担金	児童措置費負担金	児童措置費負担金	児童措置費負担金
3	主債務者		A(中央児相)	B(中央児相)	C(中央児相)	D(市川児相)	E(柏児相)
4	連帯債務者、保証人、連帯保証人		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
5	措置による委託期間開始日		平成19年10月30日	平成25年4月1日	平成27年7月31日	平成26年4月2日	令和4年1月1日
6	措置による委託期間終了日		令和6年3月31日以降も継続措置中	平成29年3月31日	令和5年4月19日	令和6年3月31日以降も継続措置中	令和6年3月31日以降も継続措置中
7	～令和6年3月31日までの対象月の累積の総調定額		3,080,000円	1,613,380円	1,538,400円	928,400円	692,200円
8	～令和6年3月31日までの対象月の累積の支払済額		0円	31,900円	0円	53,400円	0円
9	～令和6年3月31日までの対象月の累積の不納欠損額(債権放棄)		1,364,400円	510,400円	562,000円	258,400円	0円
10	収入未済額(令和6年3月31日時点)	※1	1,715,600円	1,071,080円	976,400円	616,600円	692,200円
11	徴収不能引当金の個別引当額		0円	0円	0円	0円	0円
12	負担金の最終の対象月(令和6年3月31日の対象月までをサンプルの範囲とする場合)	※3	令和6年3月	平成29年3月	令和4年6月	令和6年2月	令和6年3月
13	#12の調定月		令和4年4月15日	平成28年6月14日	令和4年7月15日	令和6年3月14日	令和6年4月15日
14	#12の調定額		18,700	31,900	2,200	2,200	29,000
15	#12の督促日		令和4年5月20日	令和元年10月10日	令和4年8月19日	令和6年4月19日	令和6年5月20日
16	#12の債権の消滅予定日		令和11年4月19日	令和6年10月10日	令和9年8月19日	令和11年4月20日	令和11年5月21日
17	令和5年の催告日		令和5年10月31日	令和5年10月31日	令和5年10月31日	令和6年1月10日	令和5年12月15日
18	R6年の催告日(又は、予定日)	※2	令和6年10月3日	— (催促日前に時効による債権消滅)	令和6年10月3日	令和7年1月	令和6年12月20日
19	R5年度の財産調査の実施の有無		○	○	○	×	×
20	財産調査の結果、財産の有無		○	○	×	—	—
21	差押えの有無		×	×	×	—	—
22	債権放棄の有無		○(時効)	○(時効)	×	○(時効)	×
23	その他の債権消滅事由		無し	無し	無し	—	—

ア 収入未済額 1,715,600円

イ 収入未済額 1,071,080円

ウ 収入未済額 976,400円

これらア～ウまでの3件のサンプルは、中央児童相談所が担当している障害児童の保護者が債務者となっているが、令和5年度時点では全て取扱いを終結している案件である。ただし、徴収金の納付が滞っていることより、収入未済金として滞留債権が残高として残っている。児童措置費負担金は、措置時点から措置解除まで毎月、月次で徴収金が課されることとなるが、この3名の債務者のうち、アとウは負担金を一度も支払っておらず、また全員が督促日から起算して5年後の時効時点で、不納欠損処理をすることで、収入未済金が減額されている状況である。

エ 収入未済額 616,600円

オ 収入未済額 692,200円

エのサンプルは市川児童相談所、オのサンプルは柏児童相談所が担当している障害児の保護者が債務者となっている。これら2件は、令和5年度は、措置中の状態で、毎月徴収金が発生している。

エは、過年度には徴収金を支払っていた時期もあるが、平成28年11月より支払が滞っている状態が続き、令和5年度は徴収金の支払が行われていない。このため、督促日から起算して5年後の時効時点で、不納欠損処理をすることで、収入未済金が減額されている状況である。

オは、負担金を一度も支払っておらず、令和5年度も同様に徴収金の支払が行われていない。ただし、督促日から起算して5年後の時効が未到来であることより、毎月の徴収金額が累積して増加している状態である。

(2) 手続

児童措置費負担金の制度と未収金の概要を健康福祉部障害福祉事業課の担当者から聴取し、選定したサンプルを担当の児童相談所（中央、市川、柏）の担当者に、債権管理を含む取扱いについて、聴取するとともに、関係資料を閲覧することで、当該案件を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見）

【現状・問題点】

マニュアルについて、改定が行われていない。このため、平成29年12月以後

の変更は、マニュアル上では反映されておらず、マニュアル記載内容が以下の事例のように現状とかけ離れた記載となっている。なお、マニュアルの改定がされないのは、税務や法律などに詳しい人員の確保が難しいことが理由であるとの説明を障害福祉事業課の担当者から説明を受けた。

(事例)

- ・徴収金額を算定する際に、所得税と住民税を指標として使用するとマニュアルには記載しているが、令和5年度時点では所得税は算定する際には除かれている。
- ・マニュアル上では障害児とそれ以外の児童の徴収金額の方法について区分されていないが、令和5年度時点では障害児にはみなし年少扶養控除を加味して算定しているのに対し、障害児以外の児童には加味していない。

出典：監査人作成

これに対し、各児童相談所の担当者からは以下のような説明を受けた。

- ア マニュアルの未更新への対応として、随時、規定などが変更された際に、児童相談所の担当者に、通知やテンプレートなどが、障害福祉事業課などから県庁内部の連絡ツールなどを介して送付されてくることで実務に対応している。
- イ 指示が体系的に行われているとは言い難く、通達も担当者のみへ送付されることがある。また、通達や指示文書等のデータがすべて主務課と出先機関が共有できる場所に保存され、必要に応じて閲覧できるような環境がとられていない。このため、日常の実務を行う際に、混乱することもあり、特に、新たに着任する職員に業務を理解してもらおう際も、対応に苦慮している。

【結果（意見）：障害福祉事業課、児童家庭課】

マニュアルの更新を適時にされたい。仮に、人員の確保が難しい場合であっても、通達や指示について体系的にすべて保存して閲覧できるようにされたい。

② 滞納整理の手続について（ア～オ、意見）

【現状・問題点】

中央、市川、柏の各児童相談所の担当者から、現状の滞納整理の運用は以下のようにしていると説明を受けた。

- ・督促：月次で書面で提出
- ・催告：年に一回、書面でのみ提出
- ・財産調査：年に一回、障害児を含め児童家庭課からの指示で実施。
- ・差押え：仮に、財産調査の結果、財産が確認された場合でも、児相内で差押えについて検討することもなく、過去にも実施したことがない。

一方で、マニュアルでは、文書催告でも、その時期は督促状発付から概ね1ヶ月経過後を目安に送付するとされ、文書による他、電話催告や臨戸も実施して徴収することとするという記載になっている。

また、差押えについても、「督促状（第二次納税義務者、保証人の場合は納付の催告書）を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る児童措置費負担金が完納されないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない（地方税法第68条第1項等）」と、マニュアルに記載されている。

これらのマニュアルとは異なる運用については、児童相談所内での会議に諮ることはされていないが、適切に会議に諮ったうえでの結論であれば、県の児童措置費負担金の対応としては許容されている。（(1) 概要 ②千葉県の子童措置費負担金の債権管理の立場参照）

【結果（意見）：中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所】

児童措置費負担金の滞納整理、催告・財産調査・差押えの際に、マニュアルとは異なる対応をする際には、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で所内会議に諮ることを要望する。特に、ア、イのように財産調査の結果、財産があることが確認された場合は、差押えの手続の実施の可否について十分に会議に諮った上で結論を出すことを要望する。

③ 児童措置費負担金の支払手段について（意見）

【現状・問題点】

児童措置費負担金の支払手段については、児童相談所が送付する納入通知書と口座振替（千葉銀行口座のみが対象）による支払の2種類の方法がある。

従来、上記の口座振替の登録手続については、千葉銀行の窓口に出向き、手続を行う必要があったが、窓口での手続に併せて、収入未済額を減少させるため、徴収金の口座振替の推進（令和4年10月1日よりウェブ口座振替受付サービスが開始され、銀行の窓口に行くことなくウェブ上での手続が可能）などの対策を行うことで、負担金の振り込みが利用しやすくするなどの工夫をしている。

一方、児童相談所の担当者からは、口座振替の銀行は千葉銀行のみである点な

どを挙げ、これは徴収率を上げるためには十分ではなく、他の銀行でも納付が可能となるような拡充やコンビニでの支払など、手数料のかからない支払手段の拡充が必要ではないかという意見を確認した。

【結果（意見）：障害福祉事業課、児童家庭課】

収入未済額の減少のため、徴収金の支払方法をより利用しやすくする対策を執ることを要望する。

8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納

(1) 概要

千葉県は、保健師等修学資金条例に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する看護専門学校、高等学校若しくは大学(以下「養成施設」という。)に通学し、卒業後、千葉県内で保健師等の業務(＝看護業務)に従事する意思のある者に対して、予算の範囲内で、修学資金の貸付けを行っている。

将来千葉県内で看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学を容易にし、千葉県内における看護師等の確保及び質の向上に資することを目的とした制度である。

修学資金の借受人は、原則として貸付けを受けた修学資金を返還する債務を負うが、修学資金の内容に応じてその返還の債務の免除を受けられる。例えば、「一般貸付け」借受人は、養成施設卒業後の一定の期間内に、所定の資格を取得し、引き続き5年間県内で看護業務に従事した場合、修学資金の返還債務の免除を受けられる。

当制度の運用に関する条例・規則・マニュアルは下記の通りである。

- ・千葉県保健師等修学資金貸付条例
- ・千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則
- ・千葉県保健師等修学資金貸付金事務処理マニュアル

また、医療整備課が所管する未収債権金額の推移及び発生年度別の情報は下記のとおりである。

未収債権の決算データの推移（R4～R5年度分）

保健師等修学資金貸付金返納（元金）

（単位：円）

令和5年度					令和4年度					対前年 ⑤-⑩
調定		収入 ③	調定減額・ 不能欠損 ④	収入未済 ⑤ (①+②-③-④)	調定		収入額 ⑧	調定減額・ 不能欠損 ⑨	収入未済 ⑩ (⑥+⑦-⑧-⑨)	
繰越 ①	現年 ②				繰越 ⑥	現年 ⑦				
25,118,282	78,671,590	78,903,990	2,586,000	22,299,882	33,773,982	65,652,320	65,842,020	5,988,000	27,596,282	▲5,296,400

貸付利子

（単位：円）

令和5年度					令和4年度					対前年 ⑤-⑩
調定		収入 ③	調定減額・ 不能欠損 ④	収入未済 ⑤ (①+②-③-④)	調定		収入額 ⑧	調定減額・ 不能欠損 ⑨	収入未済 ⑩ (⑥+⑦-⑧-⑨)	
繰越 ①	現年 ②				繰越 ⑥	現年 ⑦				
379,519	533,724	397,632	0	515,611	426,964	133,155	180,600	0	379,519	136,092

出典：医療整備課作成資料

未収債権の滞納に係る発生年度別滞納件数及び滞納額の内訳（令和6年5月31日現在）

保健師等修学資金貸付金返納（元金）

（単位：円）

30年度以前		令和元年度分		令和2年度分		令和3年度分		令和4年度分		令和5年度分		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
167	1,904,385	83	16,802,897	9	1,106,000	13	324,000	23	368,600	63	1,794,000	358	22,299,882

貸付利子

（単位：円）

30年度以前		令和元年度分		令和2年度分		令和3年度分		令和4年度分		令和5年度分		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	2,555	1	457	2	103,616	1	29,413	0	0	8	379,570	13	515,611

出典：医療整備課作成資料

① サンプル抽出方法

医療整備課において貸付業務及び債権管理業務を担当しており、返還管理システム、個人別台帳（原本を保管）によるほか、毎月の返納管理をスプレッドシートで行っている。そこで、個別に検証するサンプルは当スプレッドシートより任意抽出した。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ	エ
債権の種類	私債権			
返還決定時期	R3. 7	R3. 7	R3. 4	R2. 6
返還理由	就業5年未満	県内不就業	辞退・退学	県内不就業
支払方法	口座振替	口座振替	納入通知書	納入通知書
返還方法	月賦	月賦	月賦	月賦
返還期間	R3. 7-R6. 6	R3. 7-R4. 12	R3. 4-R4. 6	R2. 6-R5. 5
返還回数	36	18	15	36
返還総額	576,000 円	648,000 円	648,000 円	648,000 円
調定済合計	576,000 円	648,000 円	648,000 円	648,000 円
収納額合計	336,000 円	648,000 円	648,000 円	648,000 円
未納額合計	240,000 円	0	0	0
一部免除金額	0	0	0	0
返還完了通知	-	R5. 3	R4. 11	R6. 3

(2) 手続

サンプル案件について貸付時から監査時点に至る下記資料を閲覧し、担当者に質問することにより、事務手続を検証した。

- ・返還システムの情報照会
- ・貸付時及び返還猶予・返還免除等事務手続に関する資料一式
- ・債権回収手続に関する資料一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 延滞利子の調定について（意見）

【現状・問題点】

保健師等修学資金条例第 11 条第 1 項において延滞利子の徴収が規定されており、これを受けて、「千葉県保健師等修学資金貸付金事務処理マニュアル（以下「事務処理マニュアル」という。）」12 に延滞利子に関する事務処理を規定している。

現在、延滞利子の請求は、返還金の元本が全額返還された後にまとめて請求している。よって、元本が全額返還されるまでは調定することはない。

平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が

公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出され、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されたもので、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するため、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することにより、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

もっとも、遅延損害金（延滞利子）については、貸付金が私債権であり、民法の適用によって納期限の翌日から自動的に発生しており、完納時に確定するわけではなく、法的には完納時から新たに発生しないに過ぎない。

したがって、時点を特定すれば、各年度で既に発生している遅延損害金は確定し、また、請求すべきところ、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

（歳入の会計年度所属区分）

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

（略）

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

しかし、既に発生している債権を調定せず、納入通知をしないことにより、未納者及び連帯保証人において支払金額について正確な情報を得ることができないほか、県として集計した未収債権金額も歪んでいることになる。

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、延滞利子を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 辞退による貸付決定の取消時の手続について（指摘）

【現状・問題点】

事務処理マニュアル3(3)によると、「辞退又は退学の連絡を養成施設から受けた後、辞退届又は退学届、借用証書、連帯保証人の印鑑登録証明書を借受人から提出させる」とされている。なお、辞退の場合は、借受人が在学している間貸付金の返還を猶予することが可能である。

この場合において、返還を猶予する借受人から、貸付決定の取消時に辞退届のみ受領し、借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を返還猶予期間経過後に入手しているものがあった。

【結果（指摘）：医療整備課】

貸付決定の取消しに伴う手続と返還の猶予手続とを混同されたと考えられるが、貸付決定の取消しに伴う手続において、必要な書類を適時に漏れなく整備されるよう、マニュアルの明確化又は周知徹底等の対策を検討されたい。

③ 未納者の連帯保証人に対する措置について（意見）

【現状・問題点】

事務処理マニュアル10(7)において、「返還者が借受人本人である場合において、督促状や催告書を送付しても収入未済の状況が解消しない場合」に連帯保証人に対して取るべき手続が規定されている。

令和4年以降未納が生じている借受人に対して、督促状の送付、さらに直接電話による催告を行っているにもかかわらず、監査時点においてもなお収入未済の状況が解消していない債権について、連帯保証人に対しては、令和4年度及び令和5年度に一度ずつ催告依頼文書の送付をしているにとどまっている。当事務はマニュアルに記載された措置の1つであるが、年に一度文書を送付するだけでは実効性があるとは考えにくい。

医療整備課では貸付業務及び債権管理業務を2名で分担しており、一部弁護士事務所に委託している業務はあるものの、依然件数は多く、実効性ある対応を採る余力は限られている。

【結果（意見）：医療整備課】

マニュアルの見直しを行う、債権回収に知見のある専門部署や専門家へ適時相談し対応への助言を得る等、実効性を重視した管理体制整備の検討を要望する。